

新型コロナウイルス感染症 ～水戸市の記録集～

令和2年1月～令和5年5月



水戸市保健所 感染症対策課

目次

用語の定義.....	1
第1 新型コロナウイルス感染症の概要.....	2
1 新型コロナウイルス感染症とは.....	2
2 発症までの潜伏期間.....	2
3 感染経路.....	2
4 症状.....	2
5 ウイルスの変異.....	2
第2 国内外の発生状況.....	4
1 国内外における新型コロナウイルス感染症に関する年表.....	4
2 国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況.....	7
(1) 新規感染者数の推移.....	7
(2) 死亡者数の推移.....	7
第3 本市における発生状況.....	8
1 発生状況の概要.....	8
(1) 発生の発端.....	8
2 本市における対応年表.....	13
(1) 未発生期～第1波.....	13
(2) 第2波.....	13
(3) 第3波.....	14
(4) 第4波.....	14
(5) 第5波.....	14
(6) 第6波.....	14
(7) 第7波.....	15
(8) 第8波.....	15
第4 各波の発生状況及び保健所の対応.....	16
1 第1波.....	16
(1) 発生状況.....	16
(2) 保健所体制.....	17
2 第2波.....	18
(1) 発生状況.....	18
(2) 保健所体制.....	19
3 第3波.....	22
(1) 発生状況.....	22
(2) 保健所体制.....	23
4 第4波.....	26
(1) 発生状況.....	26
(2) 保健所体制.....	27
5 第5波.....	29
(1) 発生状況.....	29
(2) 保健所体制.....	30
6 第6波.....	32
(1) 発生状況.....	32
(2) 保健所体制.....	34
7 第7波.....	37
(1) 発生状況.....	37
(2) 保健所体制.....	39
8 第8波.....	41
(1) 発生状況.....	41
(2) 保健所体制.....	43

第5	ワクチン接種.....	45
1	本市のワクチン接種に関する主な職員体制.....	45
2	本市のワクチン接種体制スケジュール.....	45
第6	感染症法上の位置づけ変更について.....	46
第7	新型コロナウイルス感染症に関連する支援策等.....	48
1	特別定額給付金事業.....	48
(1)	本市対象者.....	48
(2)	給付までの経緯.....	48
(3)	本市給付実績.....	48
2	事業者への主な補助金・支援金.....	48
(1)	2020（令和2）年度.....	48
(2)	2021（令和3）年度.....	50
(3)	2022（令和4）年度.....	51
3	個人への主な給付金・支援金.....	53
(1)	2020（令和2）年度.....	53
(2)	2021（令和3）年度.....	53
(3)	2022（令和4）年度.....	54
4	その他の支援策.....	55
(1)	事業者への支援策.....	55
(2)	個人への支援策.....	55
(3)	経済支援策.....	55
(4)	プレミアム商品券発行事業.....	56
第8	その他のまん延防止対策等.....	57
1	イベントにおけるまん延防止対策.....	57
2	本市が管理している施設におけるまん延防止対策.....	59
3	本市への寄附.....	65
第9	教育現場における対応.....	67
1	教育現場におけるまん延防止対策.....	67
(1)	臨時休業.....	67
(2)	分散登校，短縮授業.....	67
2	学校教育への対応.....	68
(1)	臨時休業期間中の学習支援等.....	68
(2)	授業時間の確保.....	68
(3)	オンライン授業実施に当たっての環境整備.....	69

用語の定義

・発生届

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、感染症を診断した医師が、保健所へ届出するもの。

・HER-SYS（ハーシス、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）

保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図ったシステム。

・感染者

新型コロナウイルス感染症に感染した者のこと。

・入院患者

新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関へ入院した者のこと。

・死亡者

新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間中に亡くなった者のこと。

・クラスター

同一の場において、感染者の接触歴等が明らかである5人以上の感染集団のこと。

・変異株

ウイルスが増殖や感染を繰り返す中で徐々に変異をしていくこと。大半の変異はウイルスの特性にほとんど影響を及ぼさないが、一部の変異では、感染・伝播性、重症化リスク、ワクチン・治療薬の効果、診断法などに影響を及ぼすことがある。

・無症状病原体保有者

検査で陽性と判定されたが、無症状だった者のこと。

・疑似症患者（みなし患者）

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合に、医師の診断により検査を行わなくとも、臨床状態で診断し、患者として取り扱った者のこと。

・重症化リスク因子

新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、重症化につながる可能性がある疾病等のこと。

主な重症化リスク因子	
悪性腫瘍	糖尿病
慢性閉塞性肺疾患（COPD）	脂質異常症
慢性腎臓病	肥満（BMI30以上）
心血管疾患	妊婦
脳血管疾患	臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下
喫煙歴	

・救急搬送困難事例

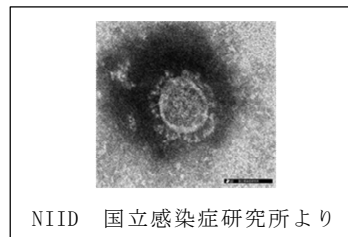
救急隊による患者搬送先の決定までに「医療機関への受入照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」要する事案のこと。

第1 新型コロナウイルス感染症の概要

1 新型コロナウイルス感染症とは

正式な名称は「COVID-19」といい、病気を引き起こす病原体の名称は「SARS-CoV-2」という。新型コロナウイルス感染症は2019（令和元）年に中国の武漢で発見され、全世界に感染拡大した。

ウイルスの遺伝子配列からコウモリのコロナウイルスを祖先にもつと考えられているが、詳細は不明である。



2 発症までの潜伏期間

感染から発症まで1日から14日の間とされており、多くは5日程度で発症するとされている。2021（令和3）年12月以降に流行したオミクロン株では、多くが2～3日程度、長くとも7日以内がほとんどとされている。

3 感染経路

感染者の鼻や口から放出される感染性ウイルスを含む粒子に、感受性者が曝露されることでヒトからヒトへ感染する。その経路は主に3つあり、①エアロゾル感染、②飛沫感染、③接触感染である。特に、密閉・密集・密接（三密）の空間での感染拡大が頻繁に確認されている。

エアロゾル感染	空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾル（気体中に浮遊する微小な液体又は固体の粒子と周囲の気体の混合体）を吸い込んで感染すること。
飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れることでついたウイルスに他人が触れ、粘膜より感染すること。

4 症状

発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の症状を発症する。高齢者や心臓病、糖尿病等の基礎疾患を患っている人は、重症の肺炎を引き起こすことが多い。

5 ウイルスの変異

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で遺伝情報を受け持つRNAという物質の配列に少しずつ変化が生じる。これを「変異」という。大半の変異はウイルスの特性にほとんど影響を及ぼすことはないが、一部の変異では、感染・伝播性、重症化リスク、ワクチン・治療薬の効果、診断法などに影響を及ぼすことがある。新型コロナウイルスも約2週間で1か所程度の速度でRNAの配列に変化が生じていると考えられ、世界中から様々な変異株が報告されている。

新型コロナウイルスの主な変異株は、下表のとおりである。

【図表 1】主な変異株一覧

名称	最初の検出	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果 (従来株比)
アルファ株	2020 (令 2) 年 9 月 イギリス	1.32倍と推定 (5～7割程度 高い可能性)	1.4倍 (40～64歳で は1.66倍)と推定 (入院・死亡リスク が高い可能性)	効果に影響がある 証拠なし
ベータ株	2020 (令 2) 年 5 月 南アフリカ	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	ワクチンや抗体医 薬の効果を弱める 可能性
ガンマ株	2020 (令 2) 年11月 ブラジル	1.4～2.2倍高い 可能性	入院リスクが高い 可能性	ワクチンや抗体医 薬の効果を弱める 可能性 従来株感染者の再 感染事例の報告あ り
デルタ株	2020 (令 2) 年10月 インド	高い可能性 (アルファ株の 1.5倍高い可能 性)	入院リスクが高い 可能性 (アルファ株比)	ワクチンの効果を 弱める可能性
オミクロン株	2021 (令 3) 年11月 南アフリカ等	高い可能性 (デルタ株比)	入院リスク, 重症化 リスクが低い可能 性 (デルタ株比)	再感染リスク増加 の可能性, ワクチン の効果を弱める可 能性 (デルタ株比)

第2 国内外の発生状況

1 国内外における新型コロナウイルス感染症に関する年表

年月日	主体	内容
2019（令元）年12月8日	WHO	中国湖北省武漢市で初めて新型コロナウイルス感染症を確認
2020（令2）年1月15日	国	国内初の感染者を確認
2020（令2）年1月27日	市	水戸市感染症対策連絡会議を開催
2020（令2）年1月28日	国	新型コロナウイルス感染症を指定感染症に認定（2月1日より施行）
2020（令2）年1月30日	WHO	「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」宣言
2020（令2）年2月11日	WHO	新型コロナウイルス感染症を「COVID-19」と命名
2020（令2）年2月13日	国	国内初の感染者死亡例
2020（令2）年2月21日	市	水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
2020（令2）年3月11日	WHO	新型コロナウイルス感染症をパンデミックと表明
2020（令2）年3月13日	国	新型コロナウイルス感染症を特措法に適用（3月14日より施行）
2020（令2）年3月17日	県	県内初の新型コロナウイルス感染症患者を確認
2020（令2）年3月24日	国	東京オリンピックの1年延期が決定
2020（令2）年3月24日	市	水戸市医師会へマスク1万枚を提供
2020（令2）年4月1日	市	水戸市保健所開設，保健予防課内に「帰国者・接触者相談センター」を設置
2020（令2）年4月1日	市	市内初の新型コロナウイルス感染症患者を確認
2020（令2）年4月7日	国	緊急事態宣言
2020（令2）年4月16日	県	茨城県にも緊急事態宣言が適用
2020（令2）年4月17日	国	布マスク配布事業開始（通称アベノマスク）
2020（令2）年4月7日	国	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定（4月20日変更）
2020（令2）年4月20日	市	保健所内にPCR検査体制を構築，検査開始
2020（令2）年4月22日	市	市内事業者に対する「経営相談窓口」を設置

※ WHO：World Health Organization（世界保健機関）

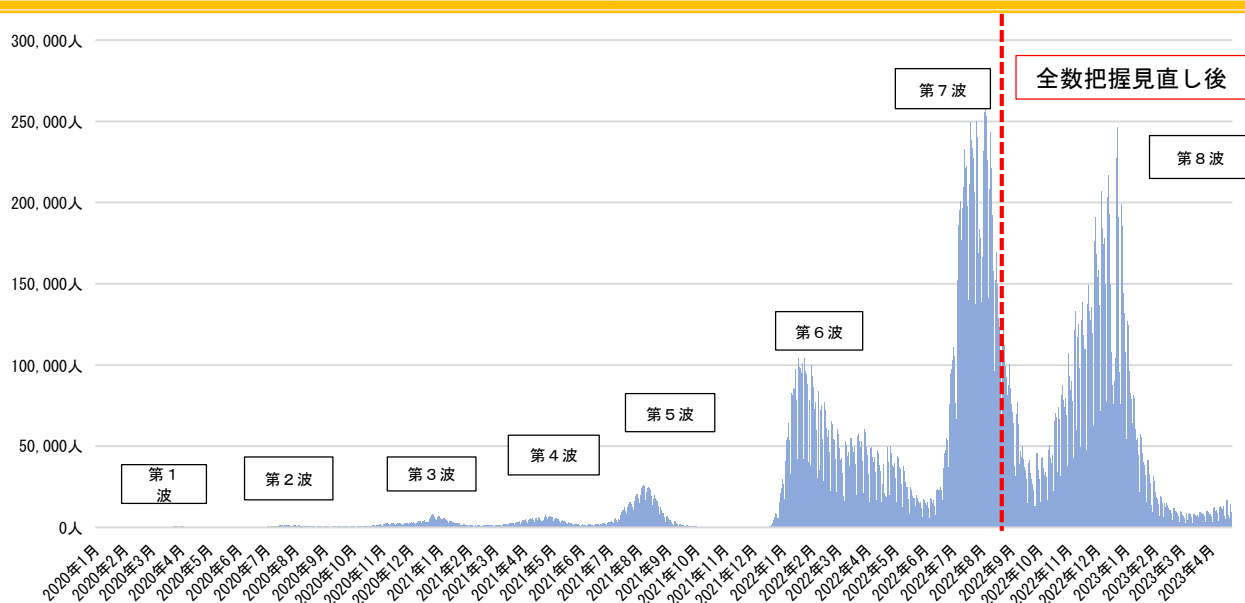
年月日	主体	内容
2020（令2）年4月27日	市	保健所内に「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」を設置
2020（令2）年4月30日	国	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る補正予算可決・成立
2020（令2）年5月1日	市	特別定額給付金オンライン申請開始
2020（令2）年5月7日	県	茨城版コロナNext（コロナ対策指針）を策定
2020（令2）年5月7日	市	本庁舎内に「新型コロナウイルス感染症総合案内」を設置
2020（令2）年5月13日	市	特別定額給付金オンライン申請分の給付開始
2020（令2）年5月14日	県	茨城県緊急事態宣言解除
2020（令2）年5月25日	国	緊急事態解除宣言
2020（令2）年6月10日	市	友好交流都市の重慶市から高性能医療用マスク5千枚, 防護服1千着, 赤外線体温計330個の寄附
2020（令2）年6月19日	国	感染者接触の通知アプリ「COCOA」の提供を開始
2020（令2）年7月22日	国	「GoToトラベル」が開始（東京以外）
2020（令2）年8月1日	市	夜の街PCR検査ローラー作戦を実施（21日まで）
2020（令2）年8月11日	市	保健所内に新型コロナウイルス感染症特別対策チームを設置
2020（令2）年8月24日	市	水戸保健医療圏地域検査センターを運営開始
2020（令2）年10月1日	国	東京も「GoToトラベル」に追加
2020（令2）年11月2日	国	成田空港に日本医科大のPCRセンターが開設
2020（令2）年12月28日	国	「GoToトラベル」が全国で停止
2021（令3）年1月8日	国	緊急事態宣言
2021（令3）年2月3日	国	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法と改正感染症法が成立, 新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けが新型インフルエンザ等感染症に変更（2月13日より施行）
2021（令3）年2月16日	市	市保健所において変異株の検査を開始
2021（令3）年3月21日	国	緊急事態解除宣言
2021（令3）年4月25日	国	緊急事態宣言
2021（令3）年7月23日	国	東京オリンピック開幕
2021（令3）年8月20日	県	茨城県にも緊急事態宣言が適用

年月日	主体	内容
2021（令3）年8月24日	国	東京パラリンピック開幕
2021（令3）年9月30日	国	緊急事態解除宣言
2021（令3）年11月30日	国	世界的に流行拡大しているオミクロン株を受け、外国人の新規入国を原則禁止
2021（令3）年11月30日	国	空港検疫でオミクロン株の感染症患者を初確認
2022（令4）年1月4日	県	薬局等154か所で感染不安者に対する無料PCR検査開始
2022（令4）年1月9日	市	成人式会場において参加者への検査を実施
2022（令4）年1月14日	国	オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間を14日間から10日間に短縮
2022（令4）年1月21日	市	積極的疫学調査の重点化（濃厚接触者としての調査対象を同居家族、医療機関等の施設に限定）
2022（令4）年1月28日	国	オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間を10日間から7日間に短縮
2022（令4）年1月28日	国	無症状病原体保有者の療養期間を10日間から7日間に短縮
2022（令4）年2月1日	市	積極的疫学調査の更なる重点化（濃厚接触者としての調査対象を同居家族に限定）
2022（令4）年3月16日	国	保健所による一律の事業所毎の疫学調査及び濃厚接触者の特定を終了
2022（令4）年5月20日	国	屋外等におけるマスク着用の考え方を明確化
2022（令4）年5月20日	市	いばらき電子申請・届出サービスによる疫学調査を開始
2022（令4）年7月22日	国	濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間に短縮
2022（令4）年8月2日	市	水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンターを開設
2022（令4）年8月9日	市	抗原検査キット無料配布、市患者登録制度開始
2022（令4）年8月19日	県	患者情報登録センター設置
2022（令4）年9月2日	県	発生届の対象の限定化の開始
2022（令4）年9月7日	国	コロナ療養期間を10日間から7日間に短縮 療養中の外出自粛の緩和
2022（令4）年9月8日	国	「With コロナに向けた政策の考え方」決定
2022（令4）年9月26日	国	全国的に発生届の対象の限定化の開始
2022（令4）年11月28日	市	高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査を開始
2023（令5）年2月20日	市	高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の実施期間を延長

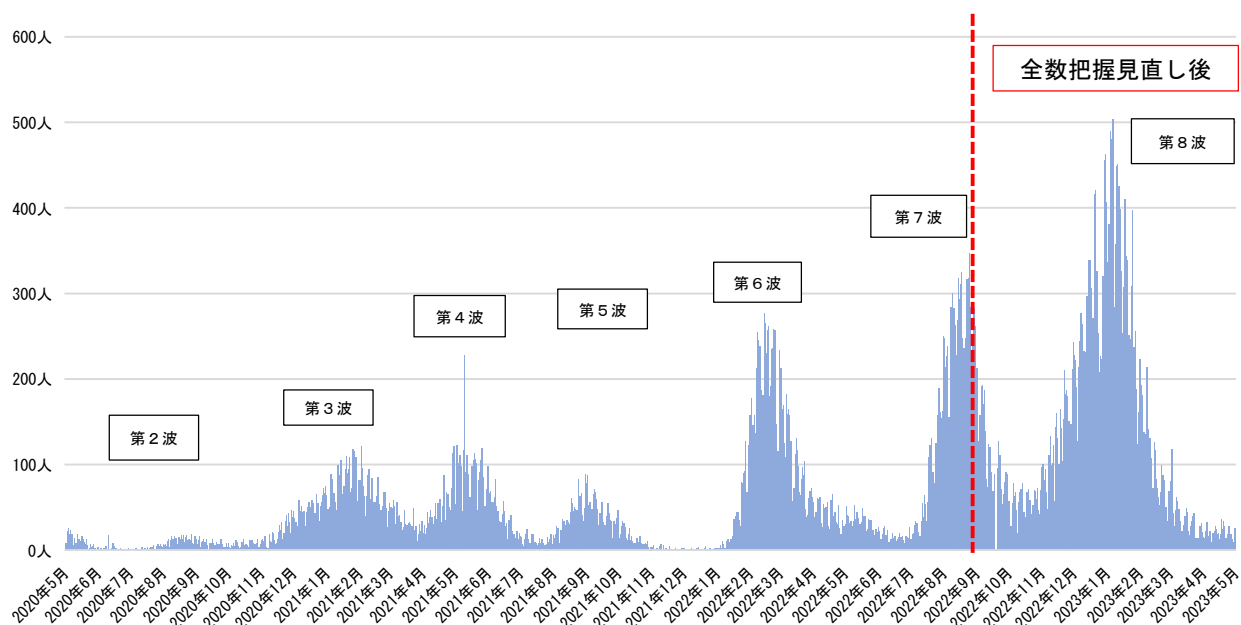
年月日	主体	内容
2023（令5）年3月13日	国	マスク着用を個人の判断とする方針へ転換
2023（令5）年5月5日	WHO	「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」宣言を終了
2023（令5）年5月8日	国	新型コロナウイルス感染症が5類に移行

2 国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況

(1) 新規感染者数の推移



(2) 死亡者数の推移



第3 本市における発生状況

1 発生状況の概要

【資料の根拠データについて】

このデータは、2020（令和2）年4月1日から2023（令和5）年5月7日までに、水戸市保健所へ提出された新型コロナウイルス感染症の発生届の情報を元に作成した（2023（令和5）年6月20日現在）。ただし、2022（令和4）年9月2日以降は、発生届の全数把握見直しが行われたため、発生届の対象となる罹患者が以下のとおりに限定されている。

＜全数把握見直し後の発生届対象者条件＞

- ・65歳以上
- ・入院を要する者
- ・妊婦
- ・重症化リスク有り、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者

(1) 発生の発端

2019（令和元）年12月、新型コロナは中国湖北省武漢市で初めて確認された。日本においては、2020（令和2）年1月3日武漢滞在中に発症し、同年1月6日に帰国、同年1月15日に感染が判明した神奈川県の実例が最初のケースとなった。その後、同年1月29日から武漢市在住の日本人とその関係者合計829人がチャーター便で帰国し、計14人の陽性が確認されたほか、横浜港のダイヤモンド・プリンセス号などの外国から帰港したクルーズ船における感染事例が注目された。

本市においては、2020（令和2）年1月27日に水戸市感染症対策連絡会議を開催、同年2月21日、水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症への対応について議論を開始した。同年3月17日、茨城県内初の事例が確認され、そのおよそ2週間後の4月1日、中核市移行に伴い水戸市保健所が開設された日と同じくして、本市における第1例目の感染者が確認された。

本市では、第1例目の感染者が確認された2020（令和2）年4月1日から、新型コロナが感染症法上の5類感染症に移行される2023（令和5）年5月8日までの約3年間で、8回の感染拡大の波を経験した。本市における各波の期間及び主に流行した株については、図表1のとおりであり、8回の波を乗り越える中で合計40,969人の感染者の報告が挙げられた。このうち、33,910人（82.8%）が市内に居住又は滞在をする者であり、7,059人（17.2%）が市内の医療機関を受診したが市外に居住又は滞在をする者のため他の管轄保健所へ移管したものである。市内に居住又は滞在をする者が市外の医療機関を受診し、他の管轄保健所から本市保健所へと移管された人数は2,752人おり、本市保健所において感染者としての対応を実施した人数（以下「患者」という。）は36,662人に上る。

【図表1】各波の期間及び主に流行した株

波	期間	主に流行した株
第1波	2020（令和2）年4月1日～2020（令和2）年5月31日	武漢株
第2波	2020（令和2）年6月1日～2020（令和2）年10月31日	
第3波	2020（令和2）年11月1日～2021（令和3）年3月31日	
第4波	2021（令和3）年4月1日～2021（令和3）年6月30日	アルファ株
第5波	2021（令和3）年7月1日～2021（令和3）年12月31日	デルタ株
第6波	2022（令和4）年1月1日～2022（令和4）年6月30日	オミクロン株
第7波	2022（令和4）年7月1日～2022（令和4）年10月31日	
第8波	2022（令和4）年11月1日～2023（令和5）年5月7日	

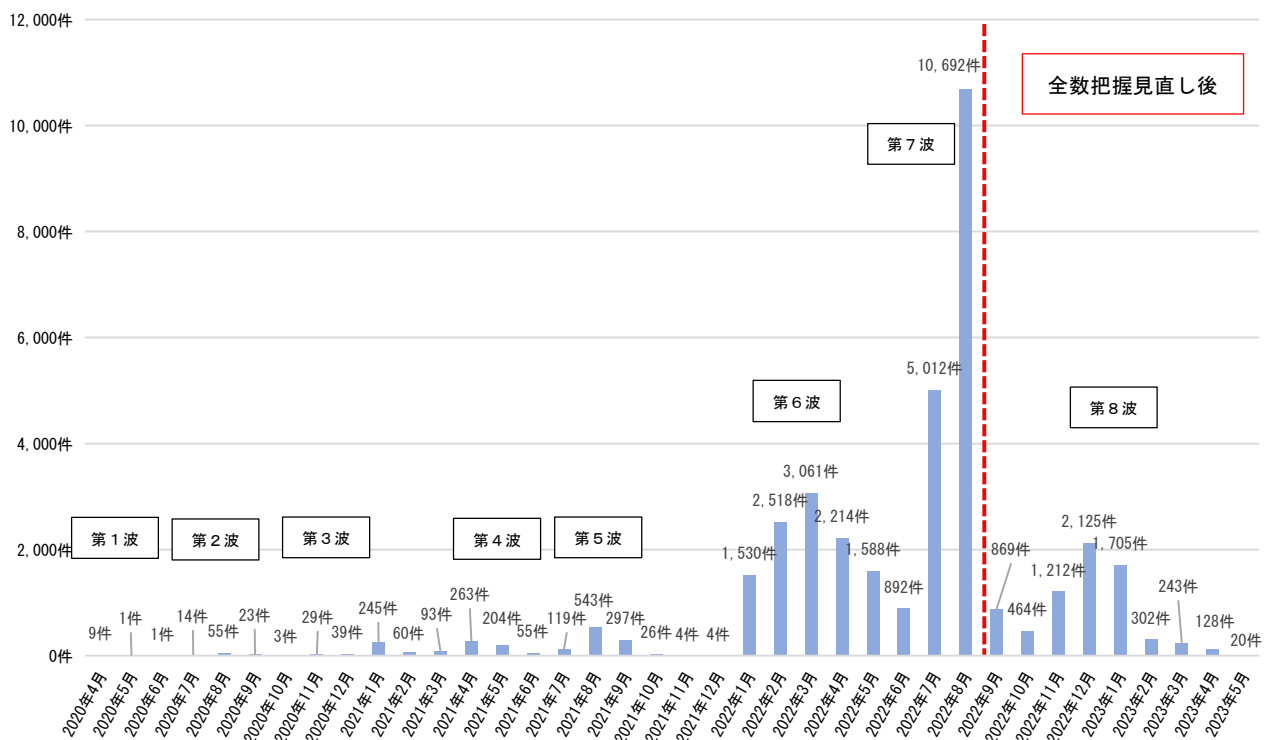
【図表 2】水戸市保健所受付状況

発生場所	内訳	人数	割合
市内発生分	市内の患者	33,910 人	82.8%
	他 HC へ移管	7,059 人	17.2%
	合計	40,969 人	100.0%
市外発生分	他 HC からの移管	2,752 人	

【図表 3】診断類型別発生届数

診断類型	人数
患者（確定例）	35,074 人
無症状病原体保有者	1,526 人
疑似症患者	51 人
感染症死亡者の死体	9 人
感染症死亡疑い者の死体	2 人
総計	36,662 人

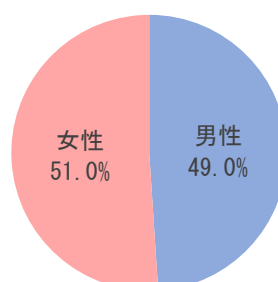
【図表 4】月別発生届数



患者の内訳は、男性17,956人、女性18,706人であり、年代別に見ると、順に30代が14.4%、40代が13.7%、20代が13.1%となっており、行動範囲が広く接触機会の多い世代が上位3つを占めた。次いで10歳未満及び10代の割合が多く、その原因としては、親世代からの家庭内感染から始まり、その後の学校等のクラス内での集団発生に繋がったことが考えられる。2022（令和4）年9月以降の患者の年代別割合については、全数把握が見直され茨城県内において発生届の限定化がなされたため、60代以上が大半を占める結果となった。

【図表 5】性別別患者数

性別	人数
男性	17,956 人
女性	18,706 人
総計	36,662 人

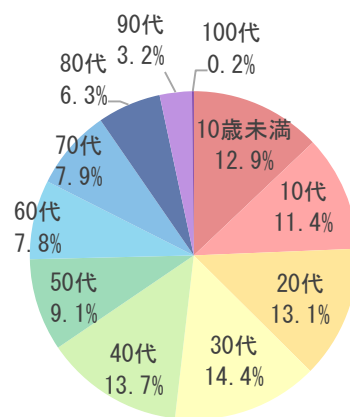


【図表 6】各波の状況（性別）

波	性別		総計	割合	
	男性	女性		男性	女性
第 1 波	5 人	5 人	10 人	50.0%	50.0%
第 2 波	50 人	46 人	96 人	52.1%	47.9%
第 3 波	271 人	195 人	466 人	58.2%	41.8%
第 4 波	273 人	249 人	522 人	52.3%	47.7%
第 5 波	570 人	423 人	993 人	57.4%	42.6%
第 6 波	5,871 人	5,932 人	11,803 人	49.7%	50.3%
第 7 波	8,402 人	8,635 人	17,037 人	49.3%	50.7%
第 8 波	2,514 人	3,221 人	5,735 人	43.8%	56.2%
総計	17,956 人	18,706 人	36,662 人	49.0%	51.0%

【図表 7】年代別患者数

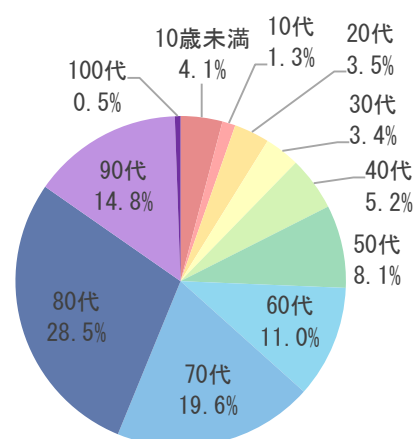
年代	人数
10 歳未満	4,740 人
10 代	4,186 人
20 代	4,800 人
30 代	5,281 人
40 代	5,006 人
50 代	3,348 人
60 代	2,867 人
70 代	2,908 人
80 代	2,304 人
90 代	1,169 人
100 代	53 人
総計	36,662 人



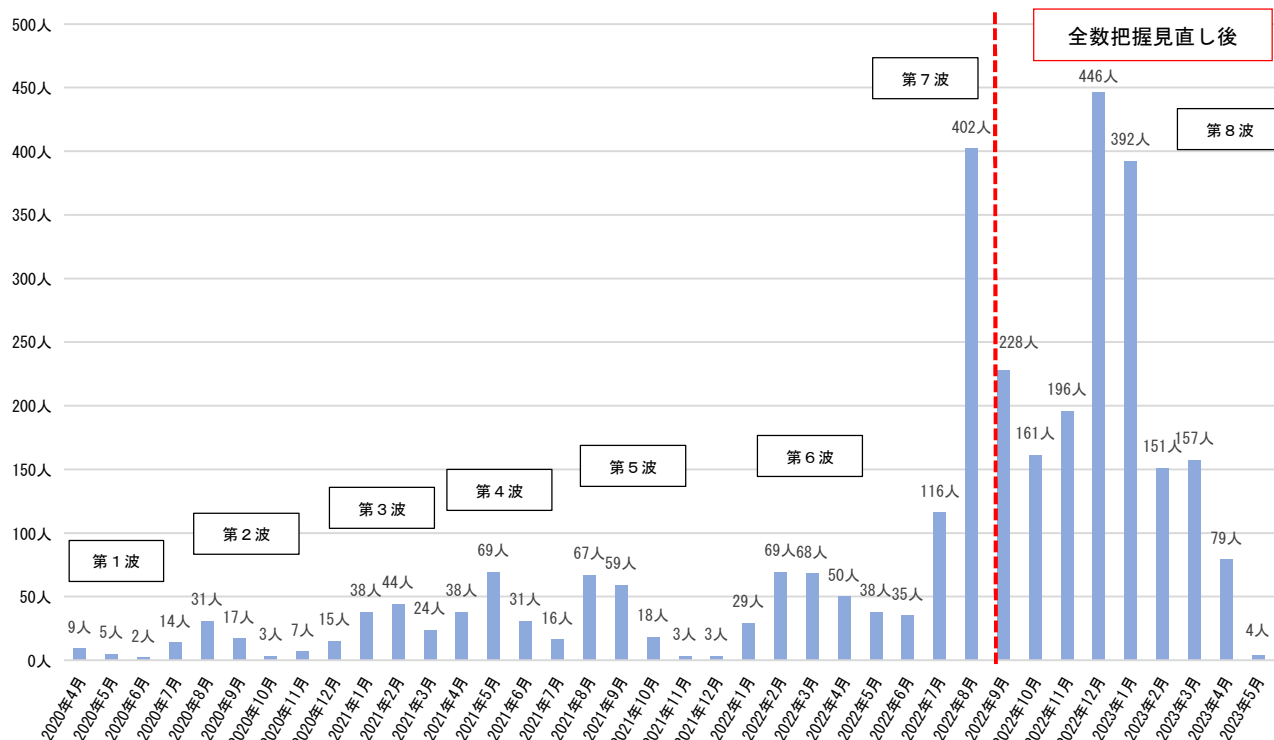
入院患者数は2,332人であり、その多くが重症化リスク因子を抱える60代以上の高齢者である。高齢者は、入院期間が10日間以上の長期に及ぶケースが多く、感染拡大期における入院患者数の増加に伴い、新規患者に対する入院病床の確保が課題となった。

【図表 8】年代別入院患者数

年代	人数
10 歳未満	95 人
10 代	30 人
20 代	81 人
30 代	80 人
40 代	123 人
50 代	189 人
60 代	256 人
70 代	457 人
80 代	664 人
90 代	344 人
100 代	13 人
総計	2,332 人



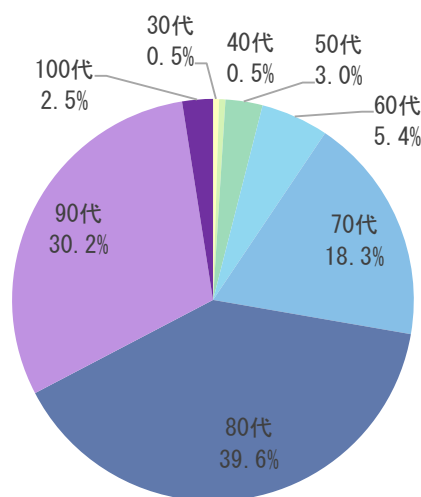
【図表 9】 月別入院患者数の推移（延べ人数）



死亡者数は202人となっており、うち70代以上の高齢者が全体の9割を占め、そのほとんどが重症化リスク因子を有している。また、2022（令和4）年1月以降のオミクロン株流行による爆発的な感染拡大前後で比較すると、およそ8割がオミクロン株流行後の死亡者となっている。死亡に至るケースとして、入院中に死亡したケースが大半で、次いで高齢者施設等での療養中に死亡するケースが多い。

【図表10】 年代別死亡者数

年代	人数
10歳未満	0人
10代	0人
20代	0人
30代	1人
40代	1人
50代	6人
60代	11人
70代	37人
80代	80人
90代	61人
100代	5人
総計	202人



【図表11】 死亡者の重症化リスク保有の有無

重症化リスク因子	人数	割合
あり	189人	93.6%
なし	4人	2.0%
不明	9人	4.4%
総計	202人	100.0%

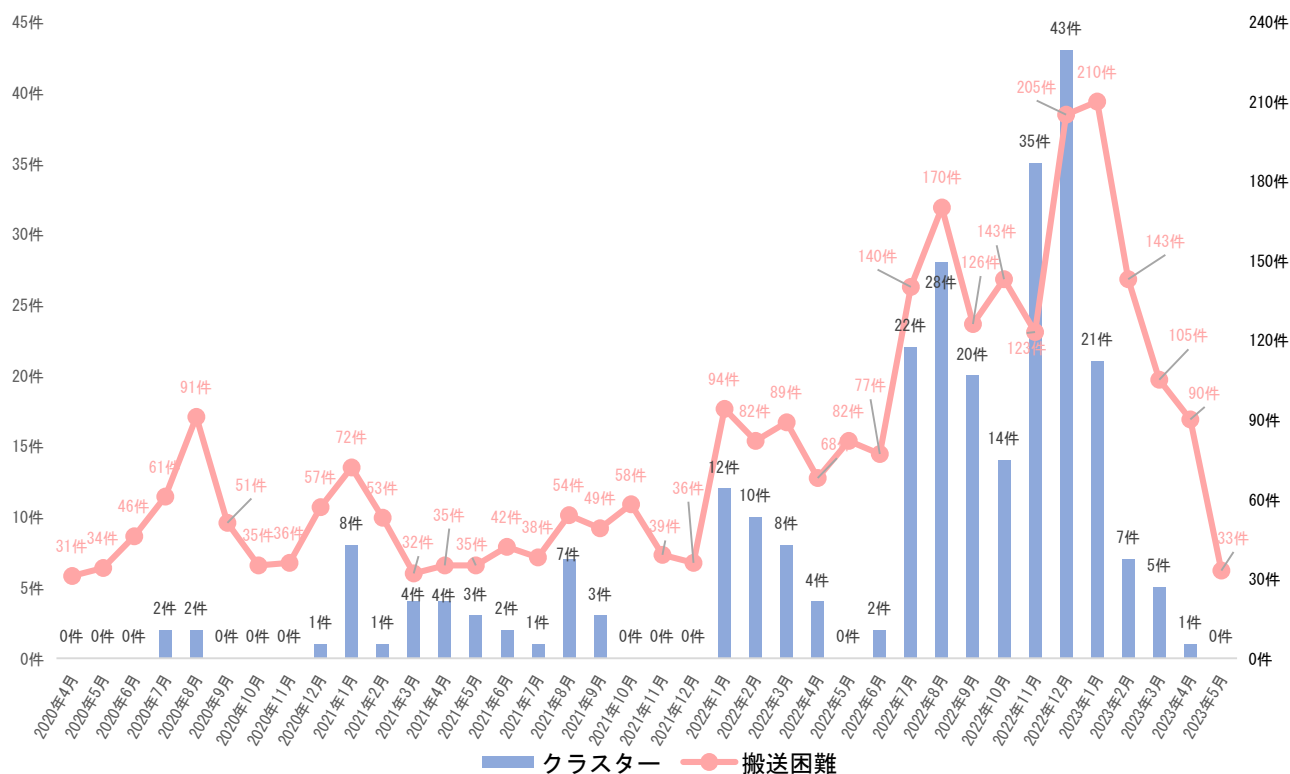
クラスターについては、市内の入院病床を有する医療機関及び高齢者施設等において213件が発生、これらのクラスターにより、4,952人の従事者及び施設等の利用者の感染を確認した。月別に

見ると、2022（令和4）年12月が最多で43件の発生があった。医療機関での院内クラスターの発生は、新型コロナによる入院患者数の増加に直結する。また、高齢者施設等の利用者は重症化リスクを多く有していることから、入院に至るケースが多い。先に述べたように、高齢者は、入院期間が10日間以上の長期に及ぶケースが多いため、入院病床を有する医療機関及び高齢者施設等でのクラスターの発生に伴う入院患者数の増加は、病床圧迫につながるだけでなく、新規患者に対する入院受入先の減少を招き、救急搬送困難事例の発生件数を増加させた。

【図表12】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
医療機関（入院のみ）	42 件	1,430 人
福祉施設（入所のみ）	171 件	3,522 人
総計	213 件	4,952 人

【図表13】クラスターと緊急搬送困難事例との関連



2 本市における対応年表

(1) 未発生期～第1波

期間：2020（令和2）年4月1日～2020（令和2）年5月31日

年月日	主体	内 容
2020（令2）年1月27日	市	水戸市感染症対策連絡会議を開催
2020（令2）年2月21日	市	水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
2020（令2）年3月17日	県	県内初の新型コロナウイルス感染症患者を確認
2020（令2）年3月24日	市	水戸市医師会へマスク1万枚を提供
2020（令2）年4月1日	市	水戸市保健所開設，保健予防課内に「帰国者・接触者相談センター」を設置
2020（令2）年4月1日	市	市内初の新型コロナウイルス感染症患者を確認
2020（令2）年4月16日	県	茨城県にも緊急事態宣言が適用
2020（令2）年4月20日	市	保健所内にPCR検査体制を構築，検査開始
2020（令2）年4月22日	市	市内事業者に対する「経営相談窓口」を設置
2020（令2）年4月27日	市	保健所内に「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」を設置
2020（令2）年5月1日	市	特別定額給付金オンライン申請開始
2020（令2）年5月7日	県	茨城版コロナNext（コロナ対策指針）を策定
2020（令2）年5月7日	市	本庁舎内に「新型コロナウイルス感染症総合案内」を設置
2020（令2）年5月14日	県	茨城県緊急事態宣言解除

(2) 第2波

期間：2020（令和2）年6月1日～2020（令和2）年10月31日

年月日	主体	内 容
2020（令2）年6月10日	市	友好交流都市の重慶市から高性能医療用マスク5千枚，防護服1千着，赤外線体温計330個の寄附
2020（令2）年8月1日	市	夜の街PCR検査ローラー作戦を実施（21日まで）
2020（令2）年8月11日	市	保健所内に新型コロナウイルス感染症特別対策チームを設置
2020（令2）年8月24日	市	水戸保健医療圏地域検査センターを運営開始

(3) 第3波

期間：2020（令和2）年11月1日～2021（令和3）年3月31日

年月日	主体	内 容
2021（令3）年2月16日	市	市保健所において変異株の検査を開始

(4) 第4波

期間：2021（令和3）年4月1日～2021（令和3）年6月30日
特になし。

(5) 第5波

期間：2021（令和3）年7月1日～2021（令和3）年12月31日

年月日	主体	内 容
2021（令3）年8月20日	県	茨城県にも緊急事態宣言が適用

(6) 第6波

期間：2022（令和4）年1月1日～2022（令和4）年6月30日

年月日	主体	内 容
2022（令4）年1月4日	県	薬局等154か所で感染不安者に対する無料PCR検査開始
2022（令4）年1月9日	市	成人式会場において参加者への検査を実施
2022（令4）年1月21日	市	積極的疫学調査の重点化（濃厚接触者としての調査対象を同居家族、医療機関等の施設に限定）
2022（令4）年2月1日	市	積極的疫学調査の更なる重点化（濃厚接触者としての調査対象を同居家族に限定）
2022（令4）年2月2日	県	「みなし陽性」の運用開始（同年3月6日まで）
2022（令4）年5月20日	市	いばらき電子申請・届出サービスによる疫学調査を開始

(7) 第7波

期間：2022（令和4）年7月1日～2022（令和4）年10月31日

年月日	主体	内 容
2022（令4）年8月2日	市	水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンターを開設
2022（令4）年8月9日	市	抗原検査キット無料配布，市患者登録制度開始
2022（令4）年8月19日	県	陽性者情報登録センター設置
2022（令4）年9月2日	県	茨城県ほか3県（宮城県，鳥取県，佐賀県）で発生届の対象の限定化の開始

(8) 第8波

期間：2022（令和4）年11月1日～2023（令和5）年5月7日

年月日	主体	内 容
2022（令4）年11月28日	市	高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査を開始
2023（令5）年2月20日	市	高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の実施期間を延長

第4 各波の発生状況及び保健所の対応

1 第1波

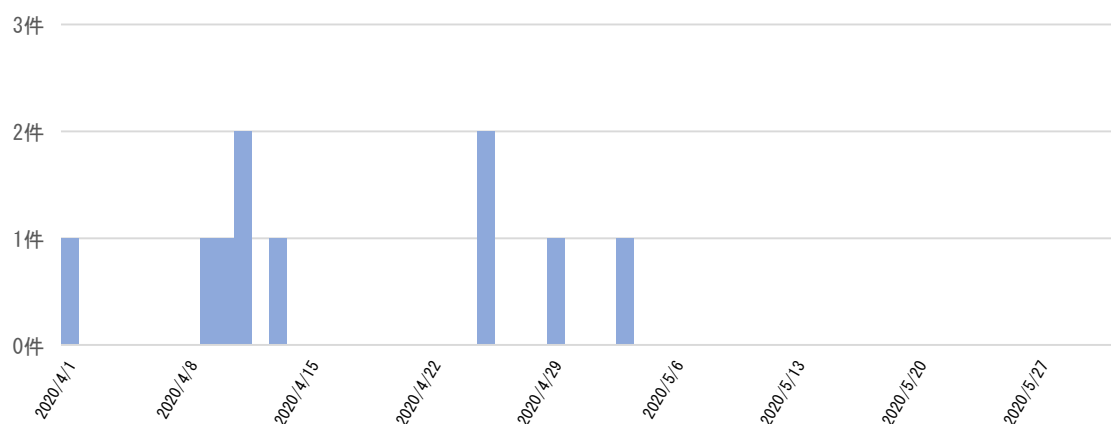
期間：2020（令和2）年4月1日～2020（令和2）年5月31日

主に流行した株：武漢株

(1) 発生状況

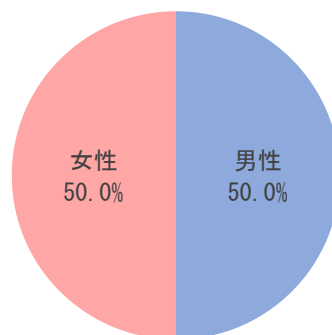
本市の最初の新型コロナウイルス感染症の症例は、2020（令和2）年4月1日に感染が判明したものであった。その後、第1波とされる期間においては、10人の患者を確認した。すべての患者が、感染症法に基づく入院勧告により医療機関に入院となったが、この期間における新型コロナウイルス感染症による死亡者は確認されなかった。

【図表1】患者数（日別）



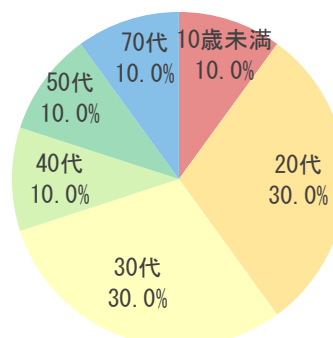
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	5 人
女性	5 人
総計	10 人



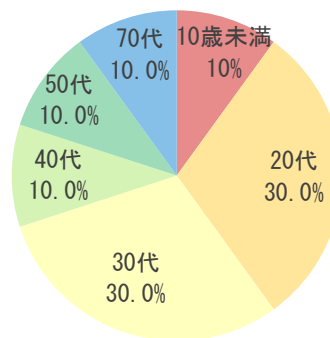
【図表3】年代別患者数

年代	人数
10 歳未満	1 人
20 代	3 人
30 代	3 人
40 代	1 人
50 代	1 人
70 代	1 人
総計	10 人



【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
10 歳未満	1 人
20 代	3 人
30 代	3 人
40 代	1 人
50 代	1 人
70 代	1 人
総計	10 人



(2) 保健所体制

ア 人員

中核市移行に伴い、2020（令和2）年4月1日、水戸市保健所が開設され、感染症対策を担当する事務職1人、保健師3人の4人体制で対応を開始した。患者が複数発生し始めた4月中旬以降、感染症対策本部において、保健所の相談機能や医療機関との調整機能などについて強化するため、全庁的な人的支援体制の構築を進めた。

イ 検査体制

茨城県衛生研究所から物的・技術的協力等を受け、2020（令和2）年4月20日より、保健所内にPCR検査体制を構築し、検査を開始した。検査開始当初は、1日当たりの検査件数は最大12検体までであったが、検査員の技術の向上などから、1日36検体までの処理が可能となった。

ウ 行った施策

(ア) 「帰国者・接触者相談センター」の設置

2020（令和2）年4月1日の保健所開設に伴い、保健所保健予防課内に「帰国者・接触者相談センター」を設置した。発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある市民からの電話相談に当たった。

(イ) 「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」及び「新型コロナウイルス感染症総合案内」の設置

市民からの電話による問合せの急増に対応するため、2020（令和2）年4月27日より保健所内に「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」、同年5月7日より本庁舎内に「新型コロナウイルス感染症総合案内」を設置した。

(ロ) 医療提供体制の維持・確保のための支援

医療提供体制の維持・確保については県が取り組む業務ではあるが、公的病院等の医療資源が集積しており、これら医療機関と緊密な関係性を築いてきた本市としても、医療現場の状況などを早期に情報収集し、下記の支援を行った。

支援内容	金額等
公的病院等のPCR検査機器の購入支援	19,861,424 円
防護服セットの提供	4,000 個
サージカルマスクの提供	80,000 枚

2 第2波

期間：2020（令和2）年6月1日～2020（令和2）年10月31日

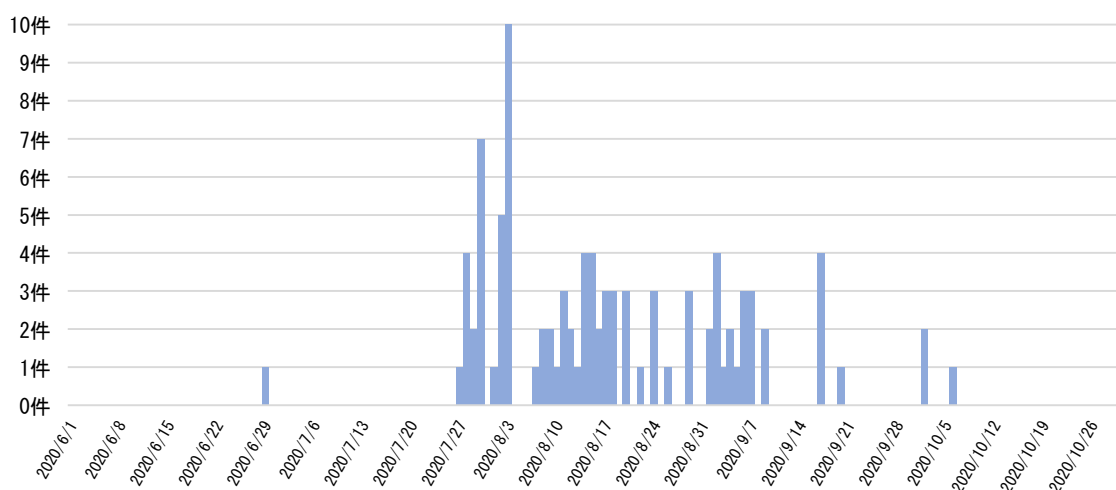
主に流行した株：武漢株

(1) 発生状況

第1波は、2020（令和2）年5月3日に患者を確認したのを最後に、その後およそ3か月間は患者が1人確認されたのみであり、本市における感染は落ち着きを見せていた。

しかし、同年6月下旬頃から全国的に再び感染が拡大し、本市においては、同年7月下旬から大工町、泉町などの特定繁華街や、医療機関や高齢者施設等において集団感染が発生するなど、患者が連日のように確認された。同年8月3日には当時最多の10人の患者が発生し、第2波の期間においては96人の患者を確認した。

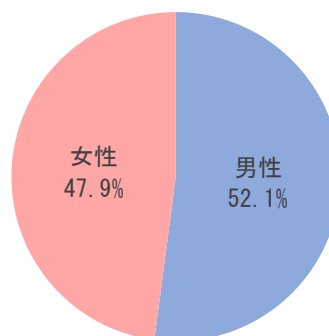
【図表1】患者数（日別）



第2波における患者96人のうち27人（28.1%）が20代であり、最も多くの割合を占めた。このことは、7月下旬からの大工町、泉町などの特定繁華街における集団発生が原因と考えられる。また、高齢者施設等においてクラスター発生したことから、第1波では少なかった高齢の患者も多数発生した。この期間において40人が入院となり、4人の患者が療養期間中に死亡した。

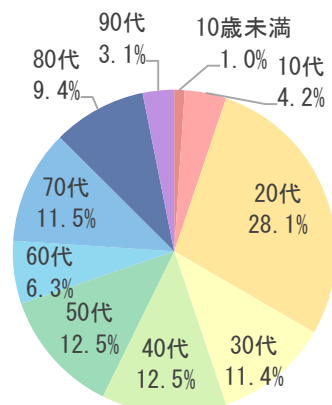
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	50 人
女性	46 人
総計	96 人



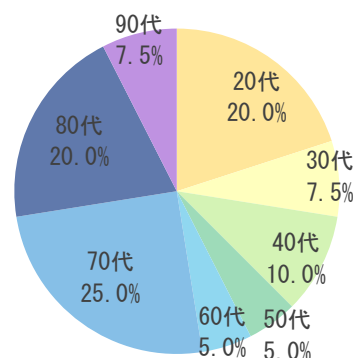
【図表 3】年代別患者数

年代	人数
10 歳未満	1 人
10 代	4 人
20 代	27 人
30 代	11 人
40 代	12 人
50 代	12 人
60 代	6 人
70 代	11 人
80 代	9 人
90 代	3 人
総計	96 人



【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
20 代	8 人
30 代	3 人
40 代	4 人
50 代	2 人
60 代	2 人
70 代	10 人
80 代	8 人
90 代	3 人
総計	40 人



【図表 5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	3 人
女性	1 人
総計	4 人

年代	人数
60 代	1 人
80 代	2 人
90 代	1 人
総計	4 人

【図表 6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
医療機関（入院のみ）	1 件	9 人
福祉施設（入所のみ）	1 件	11 人
総計	2 件	20 人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

2020（令和 2）年 7 月下旬以降の急激な感染拡大を受け、2020（令和 2）年 8 月 11 日、人事発令により本庁から保健所へ 11 人の職員が応援動員されることとなり、保健所内応援と合わせて総勢 25 人体制の「新型コロナウイルス感染症特別対策チーム（以下「特別対策チーム」という。）を設置した。徹底した感染拡大防止対策を早急かつ重点的に進めるため、より一層の体制強化を図り、積極的疫学調査等を進めるとともに、感染状況等の情報収集や情報発信に取り組んだ。

【図表 7】 特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数
定数	課長	1人
	補佐	1人
	事務	1人
	保健師	3人
会計年度 任用職員	会計年度任用職員（事務）	0人
	会計年度任用職員（保健師）	0人
応援体制	本庁応援職員（事務）	9人
	本庁応援職員（保健師）	2人
	所内他課応援（事務）	1人
	所内他課応援（保健師）	4人
	課内応援職員（事務）	1人
	課内応援職員（保健師）	2人
総計		25人

班名	人数
総括	2人
公表班	3人
契約・補助金事務対応班	3人
疫学調査事務対応班	4人
疫学調査班	13人
総計	25人

<公表班>

市政記者等に対する会見の調整，リリース原稿の作成等の公表に係る事務を担当した。また，発生状況に関する集計を基に各種資料を作成し，市ホームページ等を活用して市民への情報発信を行った。

<契約・補助金関係対応班>

補助申請関係事務（申請書類作成等），2020（令和2）年8月より開始した水戸保健医療圏地域検査センターに係る契約の締結及び運営を行った。民間医療機関との検査に係る契約締結も担当した。

<疫学調査関係事務対応班>

就業制限・入院勧告等の通知関連事務，医療・検査費用の公費負担関連事務及び発生届の受理等の HER-SYS 関連事務など，患者の発生から療養解除に至るまでの事務全般を担当した。

<疫学調査班>

患者への聞き取りや濃厚接触者の特定など積極的疫学調査業務を保健師を中心に行った。また，検査が必要と認めた者の医療機関への受診調整，入院を要する患者の入院先の調整，検査結果への対応，患者の健康観察などを担当した。

イ 検査体制

職員の技術向上など，人的部分の改善により検査件数の拡充に努め，1日最大108件の検査が可能となった。

ウ 行った施策

(7) 夜の街 PCR 検査ローラー作戦

県内全域で感染拡大傾向にあり，水戸市においては特に，「夜の街」に由来した患者が増えており，クラスターが発生していた。そのため，茨城県と水戸市が連携して，水戸市

の「夜の街」に対する PCR 検査を実施した。この運営に保健所及び本庁職員合わせて約 160 人の職員を動員した。

- ・期 間：2020（令和 2）年 8 月 1 日～2020（令和 2）年 8 月 21 日
- ・対象者：特定繁華街（大工町，泉町，天王町，五軒町，栄町）における患者の濃厚接触者，特定繁華街の関係者（飲食店の従事者等）

また，ローラー作戦実施と同時に，保健所において店名の公表や濃厚接触者の調査を進め，130 人を検査し，25 人の患者を確認した。

【図表 8】検査実績

	人数
受付人数	1,115人
検体採取人数	1,082人
患者数	2人

(イ) 「水戸保健医療圏地域検査センター」の設置

感染拡大を念頭に置いた検査体制の拡充のため，水戸市と茨城県が連携し，水戸保健医療圏内 2 市 3 町（笠間市，小美玉市，城里町，茨城町，大洗町）と各医師会（水戸市医師会，笠間市医師会，県央医師会）の協力のもと，保健所を通さない新たな検査ルートとして「水戸保健医療圏地域検査センター」を設置した。2020（令和 2）年 8 月 24 日から運営を開始し，ドライブスルー方式等による検体採取を行うことにより，1 日当たり 12 検体の検査が可能となった。休止となる 2021（令和 3）年 12 月 13 日までに，延べ 256 人の水戸保健医療圏の医師による協力のもと，1,191 検体を採取し，そのうち陽性は 90 件，陽性率は 7.56%であった。

(ウ) 医療提供体制の維持・確保のための支援

本市においては，公的病院等の医療資源が集積していることから，第 1 波当初から支援を行っており，第 2 波においては以下の支援を実施した。

支援内容	金額
公的病院等緊急支援金	80,000,000 円
公的病院等に対する陰圧装置購入補助金	5,385,000 円

3 第3波

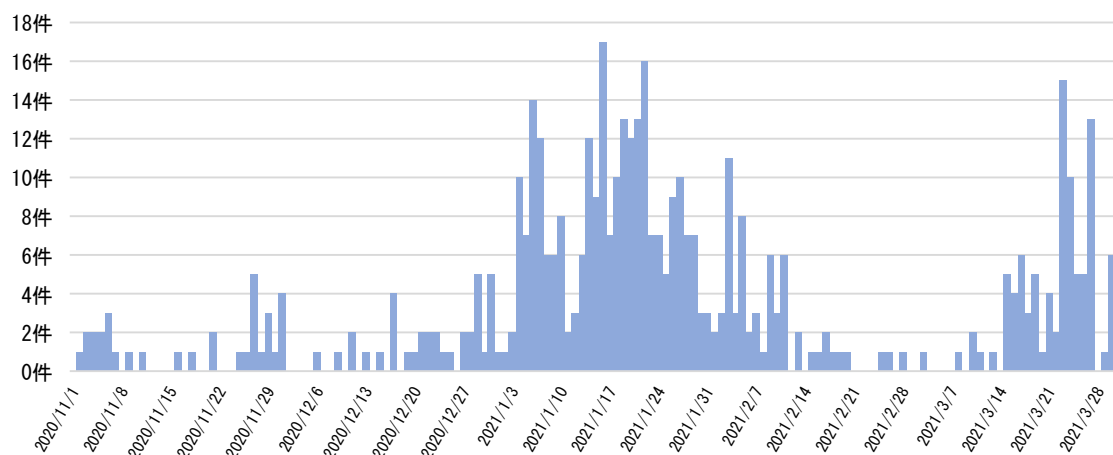
期間：2020（令和2）年11月1日～2021（令和3）年3月31日

主に流行した株：武漢株

(1) 発生状況

2020（令和2）年11月から始まる第3波は、全国では11月上旬から増加傾向となり、12月に入ると一気に加速した。本市においては、同年12月下旬まで1日に4人程度の発生にとどまっていたが、2021（令和3）年1月以降感染拡大が加速した。第3波においては、同年1月16日に最多の17人の患者が発生し、期間中、466人の患者を確認した。

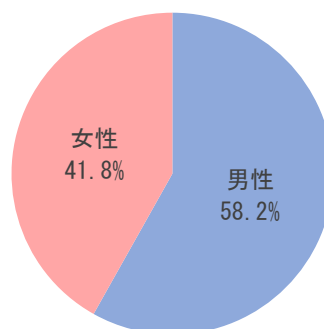
【図表1】患者数（日別）



第3波は、年代別に見ると20代～50代の社会活動が活発な世代を中心に感染が広まった。その原因としては、年末年始を迎えたことで忘年会などの恒例行事や帰省による接触機会の増加が考えられる。これらの世代の次に60代～70代の患者が多く発生した。

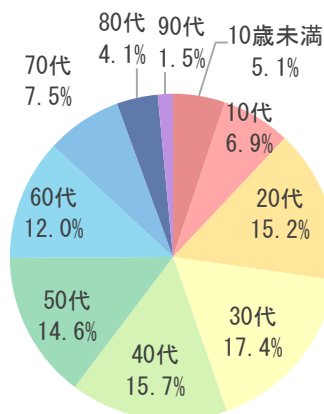
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	271 人
女性	195 人
総計	466 人



【図表3】年代別患者数

年代	人数
10歳未満	24人
10代	32人
20代	71人
30代	81人
40代	73人
50代	68人
60代	56人
70代	35人
80代	19人
90代	7人
総計	466人

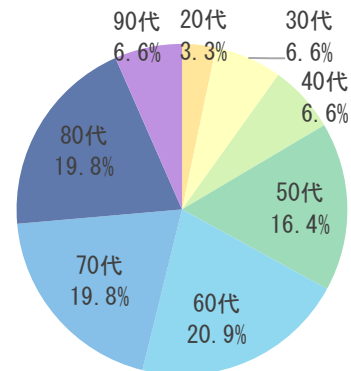


この期間において、91人が入院による療養を行い、死亡者は7人発生した。死亡者全員が70代以上の高齢者であり、うち6人が医療機関に入院中又は施設等に入所中に感染して死亡した。

クラスターは、第3波の期間内で4件発生した。クラスターによる患者は53人確認され、第2波におけるクラスターと比較して1件当たりの患者発生数は約2倍となった。

【図表4】年代別入院患者数

年代	人数
20代	3人
30代	6人
40代	6人
50代	15人
60代	19人
70代	18人
80代	18人
90代	6人
総計	91人



【図表5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	3人
女性	4人
総計	7人

年代	人数
70代	2人
80代	3人
90代	2人
総計	7人

【図表6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
医療機関（入院のみ）	1件	17人
福祉施設（入所のみ）	3件	36人
総計	4件	53人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

2021（令和3）年1月以降の感染拡大に対応するため、人事発令により、本庁から事務職4人を特別対策チームに追加するなど、総勢29人に増員し、体制強化を図った。

特別対策チームでは、保健師と事務職員により、積極的疫学調査、情報の公表、データ処理、地域検査センターの運営等の業務を行った。これまでの感染症対策業務を通じて得た知識や経験により、職員のスキルアップが図られ、役割分担が明確化された。

【図表 7】 特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数
定数	課長	1人
	補佐	1人
	事務	1人
	保健師	2人
会計年度 任用職員	会計年度任用職員（事務）	0人
	会計年度任用職員（保健師）	1人
応援体制	本庁応援職員（事務）	13人
	本庁応援職員（保健師）	2人
	所内他課応援（事務）	0人
	所内他課応援（保健師）	6人
	課内応援職員（事務）	1人
	課内応援職員（保健師）	1人
総計		29人

班名	人数
総括	2人
公表班	4人
検査班	3人
ハース・通知班	6人
疫学調査班	14人
総計	29人

<検査班>

第2波における契約・補助金事務対応班から名称を変更し同様の業務に当たった。患者の増加に伴い、検査対象者も増加したことから、接触者への検査案内や保健所敷地内での検体採取など検査に関連する業務の比重が増した。

<ハース・通知班>

第2波における疫学調査事務対応班から名称を変更し同様の業務に当たった。

イ 検査体制

これまでは、職員の技術向上など、人的部分の改善により検査件数の拡充に努めてきたが、人的部分の改善はほぼ完了すると、検査件数の更なる拡充が困難な状況となった。また、保有している検査機器が1台のため、当該検査機器に不具合が生じた場合などに検査ができない期間が生じてしまうおそれもあった。そのため、検査機器を新たに1台増設することにより、検査件数を1日最大216件に拡充するとともに、今後の検査需要に対して安定的な対応ができる検査体制の確立を図った。さらに、医療機関の負担を軽減するため、これまで医療機関で実施していた濃厚接触者の検体採取を保健所に対応するなど、役割分担をしながら検査体制の維持・強化に努めた。

また、2021（令和3）年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」に基づき、2021（令和3）年2月16日より、保健所において変異株の検査を開始した。

ウ 行った施策

(7) インフルエンザの同時流行に備えた医療提供体制の整備

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に識別することは困難であることが指摘されていたため、県や医師会等と連携し、発熱等の症状のある患者に対し、地域において適切に相談・診療・検査を受けられる体制の整備に取り組んだ。

発熱患者等は、まずはかかりつけ医など、地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、必要に応じて茨城県が指定する診療・検査医療機関を受診し、検査を受けることを基

本とした。2020（令和2）年11月時点で、水戸市医師会の協力により、市内の105箇所が指定を受け、市内の検査件数は、1日当たり500件程度まで拡充された。

なお、診療・検査医療機関は、2023（令和5）年5月7日までに112箇所まで拡充された。

(イ) 水戸市休日夜間診療所における年末年始の検査実施

年末年始は多くの医療機関が休診となることから、水戸市医師会等の協力のもと、診療・検査医療機関として指定を受けた水戸市休日夜間緊急診療所において、検査を受けられる体制を整えた。

(ウ) 「受診・相談センター」の設置

保健所に設置していた「帰国者・接触者相談センター」の名称を「受診・相談センター」に改め、受診する医療機関に迷った場合の相談先としての体制を維持し、適切な医療機関の案内や受診調整を必要に応じて行った。

4 第4波

期間：2021（令和3）年4月1日～2021（令和3）年6月30日

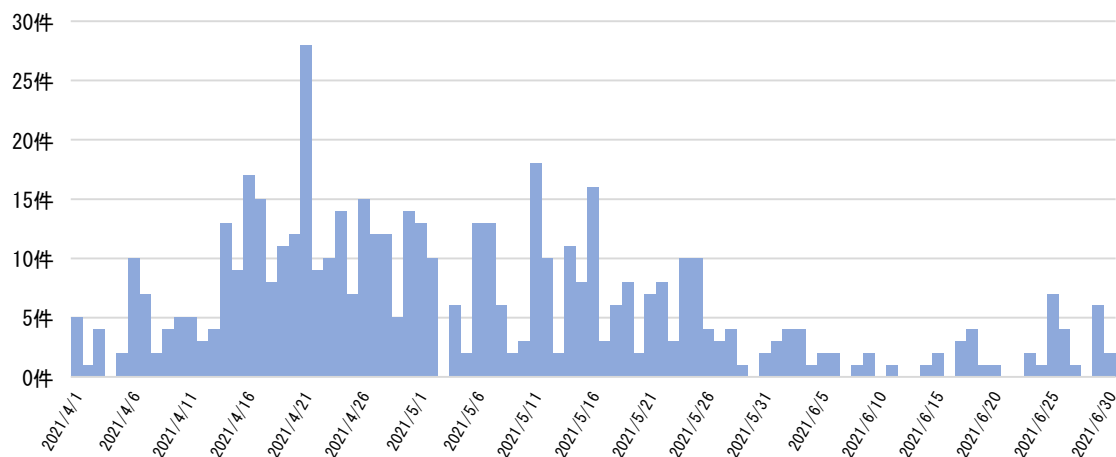
主に流行した株：アルファ株

(1) 発生状況

2020（令和2）年9月にイギリスで最初に検出された変異ウイルスは、WHOによりアルファ株と分類された。このウイルスは従来のウイルスに比べて感染力が約1.3倍高く、2021（令和3）年4月上旬から再度感染が拡大したため、国において緊急事態宣言を発出する事態となった。そのような状況の中で、本市においても民間の医療機関から感染経路不明の新規患者の発生が数多く確認されるとともに、2021（令和3）年2月から開始した保健所における変異株検査では、アルファ株が確認されるようになった。

第4波のピークは、2021（令和3）年4月21日の28人であり、同年4月上旬から5月下旬までの2か月の間、10人前後の患者の発生が継続し、第4波の期間において522人の患者が確認された。

【図表1】患者数（日別）

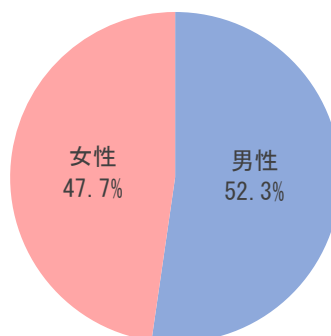


流行の規模は第3波と類似しており、患者を年代別にみても第3波と同様に20代～50代の社会活動が活発な世代が多くを占めた。次に、親世代からの家庭内感染や学生の部活動内での感染の広がりなどにより10代の患者の割合が多くなった。

この期間において、87人が入院した。死亡者は11人確認され、その8割が80代以上であった。

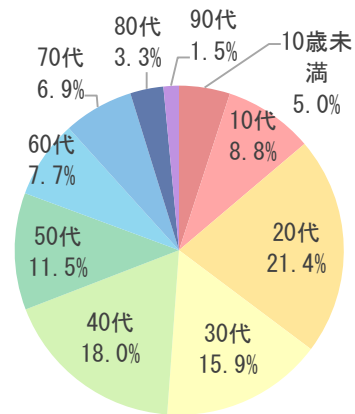
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	273 人
女性	249 人
総計	522 人



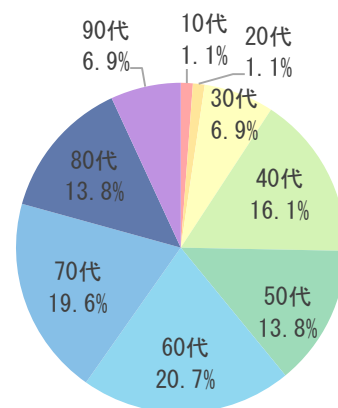
【図表 3】年代別患者数

年代	人数
10 歳未満	26 人
10 代	46 人
20 代	112 人
30 代	83 人
40 代	94 人
50 代	60 人
60 代	40 人
70 代	36 人
80 代	17 人
90 代	8 人
総計	522 人



【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
10 代	1 人
20 代	1 人
30 代	6 人
40 代	14 人
50 代	12 人
60 代	18 人
70 代	17 人
80 代	12 人
90 代	6 人
総計	87 人



【図表 5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	6 人
女性	5 人
総計	11 人

年代	人数
50 代	1 人
60 代	1 人
70 代	1 人
80 代	5 人
90 代	3 人
総計	11 人

【図表 6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
福祉施設（入所のみ）	2 件	27 人
総計	2 件	27 人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

保健予防課内に感染症対策係が設置され、事務職及び保健師の定数が増員となり、特別対策チームは総勢31人体制とした。

患者の問診・診察のためメディカルチェックを行う医療機関との調整や、搬送に関する調整を行う受診調整班を新設し、これまで疫学調査班の保健師が担っていた業務を分散することで、積極的疫学調査により専念できる体制の構築を図った。

【図表 7】 特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数
定数	副部長	1人
	副参事・補佐	2人
	事務	2人
	保健師	4人
会計年度 任用職員	会計年度（事務）	3人
	会計年度（保健師）	1人
応援体制	本庁応援職員（事務）	10人
	本庁応援職員（保健師）	2人
	所内他課応援（事務）	1人
	所内他課応援（保健師）	3人
	課内応援職員（事務）	1人
	課内応援職員（保健師）	1人
総計		31人

班名	人数
総括	2人
公表班	4人
検査班	3人
ハース・通知班	6人
疫学調査班	12人
受診調整班	4人
総計	31人

＜受診調整班＞

メディカルチェックを行う医療機関との受診人数等の調整や患者への受診案内を担当した。また、受診時や入院入所時に搬送が必要となる場合は、搬送車両の手配等の調整も行った。

イ 検査体制

新規患者の急増の影響を受け、家族、知人のほか、学校や福祉施設、職場での濃厚接触者について、個別や集団で検査を実施した結果、検査件数が急増し、検体採取や検査日程の調整等に時間を要することとなった。2021（令和3）年4月からの2か月間で、3,700件近い検査を行っており、特に患者が数多く確認されていた4月下旬には、連日100件を超える検査を実施するなど、医療機関などの協力も得ながら、保健所の検査機能をフルに活用して対応した。

ウ 行った施策

（ア）水戸市休日夜間診療所におけるゴールデンウィーク期間中の検査実施

年末年始と同様に、多くの医療機関がゴールデンウィーク中は休診となることから、水戸市医師会等の協力のもと、水戸市休日夜間緊急診療所において検査を受けられる体制を整えた。

5 第5波

期間：2021（令和3）年7月1日～2021（令和3）年12月31日

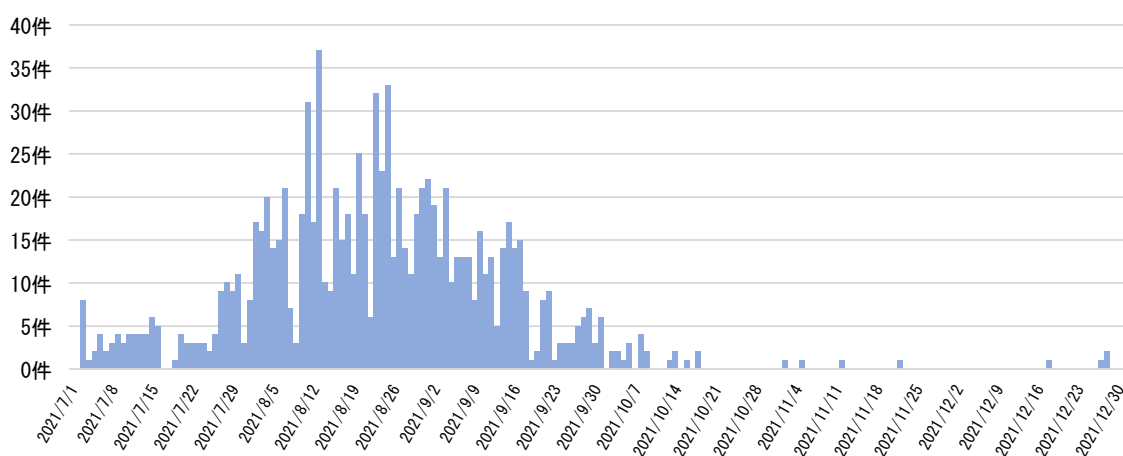
主に流行した株：デルタ株

(1) 発生状況

第5波では、2020（令和2）年10月にインドで最初に検出された、WHOがデルタ株と分類する変異株が全国的に広まった。デルタ株は、第4波において広まったアルファ株よりも感染力が高いとされ、第5波は第4波の規模を大きく超えるものとなり、緊急事態宣言の地域の拡大や期間の延長が全国で次々に行われた。

本市においても、デルタ株の影響により2021（令和3）年7月下旬以降新規の患者が急増し、同年8月13日のピーク時には1日最大37人の患者が発生した。その後の同年9月以降、新規患者の発生は急速に減少に転じたものの、感染の規模はこれまでと比べて大規模なものとなり、第4波のおよそ2倍となる993人の患者を確認した。

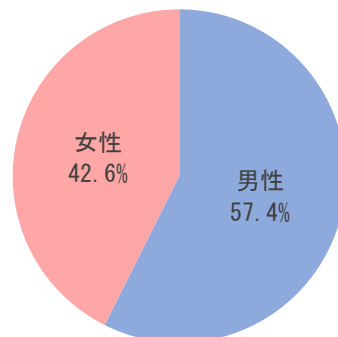
【図表1】患者数（日別）



年代別に患者を見ると、20代～50代の割合が多く占めることはこれまでと変わらないが、デルタ株が流行した第5波の特徴として、60代以上の割合が減少し、10代未満及び10代の割合が増加した。この原因としては、高齢者のワクチン接種が進んだ一方で、感染力の強いデルタ株により家庭内感染が増加し、親世代の感染が子世代の感染へとつながったことが影響していると考えられている。

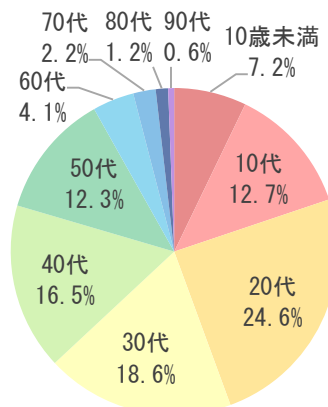
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	570 人
女性	423 人
総計	993 人



【図表 3】年代別患者数

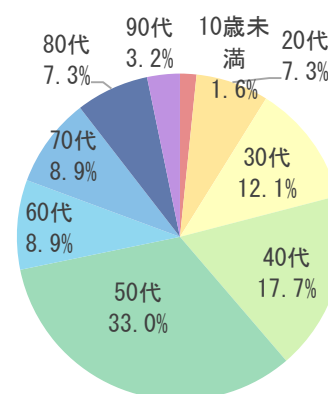
年代	人数
10 歳未満	71 人
10 代	126 人
20 代	244 人
30 代	185 人
40 代	164 人
50 代	122 人
60 代	41 人
70 代	22 人
80 代	12 人
90 代	6 人
総計	993 人



期間中における入院患者は124人、死亡者は5人であり、第4波の2倍近い患者を確認し、入院患者数も増加したにもかかわらず死亡者数は減少した。年代別に見ると、これまでの死亡者はすべて60代以上であったのに対し、30代1人、50代2人の比較的若い世代での死亡者が発生した。

【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
10 歳未満	2 人
20 代	9 人
30 代	15 人
40 代	22 人
50 代	41 人
60 代	11 人
70 代	11 人
80 代	9 人
90 代	4 人
総計	124 人



【図表 5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	4 人
女性	1 人
総計	5 人

年代	人数
30 代	1 人
50 代	2 人
80 代	2 人
総計	5 人

【図表 6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
福祉施設（入所のみ）	1 件	5 人
総計	1 件	5 人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

2021（令和3）年7月以降の第5波においては、各班における人員の調整は行ったものの、第4波と同様の31人体制で特別対策チームを編成した。事務分担の見直しや簡略化を図りながら、積極的疫学調査、情報の公表、受診調整、患者搬送等の業務体制の維持に努めた。

【図表 7】 特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数
定数	副部長	1人
	副参事・補佐	2人
	事務	2人
	保健師	4人
会計年度 任用職員	会計年度（事務）	3人
	会計年度（保健師）	2人
応援体制	本庁応援職員（事務）	10人
	本庁応援職員（保健師）	2人
	所内他課応援（事務）	1人
	所内他課応援（保健師）	3人
	課内応援職員（事務）	0人
	課内応援職員（保健師）	1人
総計		31人

班名	人数
総括	2人
公表班	4人
検査班	4人
ハース・通知班	5人
疫学調査班	12人
受診調整班	4人
総計	31人

イ 検査体制

第5波においては、これまでにない数の患者が発生し、特別対策チームで担っている業務がひっ迫する状況となったが、検査体制は維持した。

特別対策チーム内での業務の再分担、他班との連携等により、保健所における濃厚接触者の検体採取可能数を拡大し、本市保健所が有する検査機能を最大限活用することで、患者と同居する家族はもちろんのこと、学校や福祉施設、事業所等における患者の早期発見、クラスター発生の予防に努めた。

6 第6波

期間：2022（令和4）年1月1日～2022（令和4）年6月30日

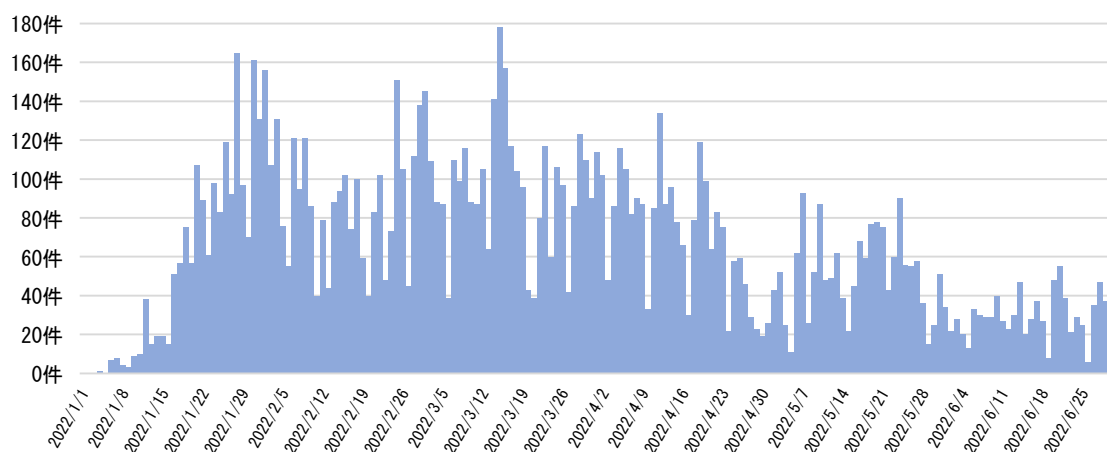
主に流行した株：オミクロン株

(1) 発生状況

2021（令和3）年9月以降、全国的に新規患者数は急速に減少に転じ、本市においては同年10月中旬から12月末までの間、患者の発生が確認されない日が続いた。そのような状況の中で、2021（令和3）年11月に、第5波の感染の主流であったデルタ株を超える感染・伝播性の増加が示唆されるオミクロン株が南アフリカで検出された。国においては、オミクロン株のリスクに対応するため、外国人の新規入国の停止や帰国者に対する自宅待機及び健康観察といった措置が講じられることとなった。

全国的には、2021（令和3）年12月下旬から新規患者数が増加傾向となり、本市においても年明け頃から患者の報告が増え始め、2022（令和4）年1月中旬以降、これまでにない規模での感染拡大となった。第6波は、感染拡大初期のオミクロン株BA.1系統からオミクロン株BA.2系統への置き換えりによる感染再拡大の影響から長期間にわたり、ピークは感染拡大の傾向がみられ始めてから2か月が経過した2022（令和4）年3月15日の178人であった。ピークを迎えた後も新規患者発生数は鈍い減少傾向が長期間継続し、比較的落ち着きを見せた2022（令和4）年6月以降も、これまでの波のピークを越える患者の発生が続き、第6波における患者数は、第5波の約12倍の11,803人に上った。

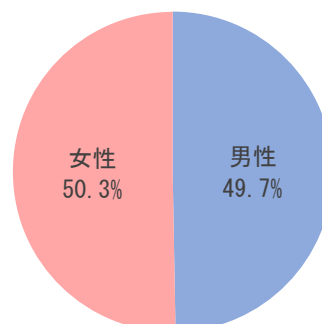
【図表1】患者数（日別）



年代別に見ると、これまでの第1波から第5波までの傾向とは異なり、10歳未満及び10代の患者の割合が増加した。感染力の強いオミクロン株の流行により、幼稚園・保育園、学校等のクラス内で感染が拡大した。加えて、感染した子どもから家庭内感染によりその兄弟にも感染が広まり、その兄弟が登園・登校し別のクラスに感染を広げるなど、1つのクラスでの感染が、家庭内感染をきっかけに別のクラス、別の学年にまで及んだことが原因と考えられる。

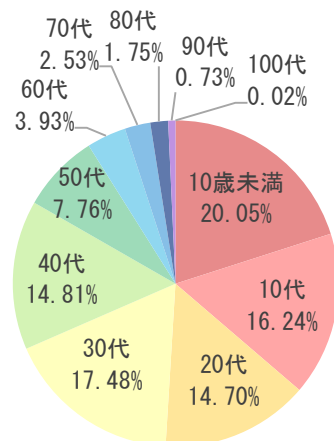
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	5,871 人
女性	5,932 人
総計	11,803 人



【図表 3】年代別患者数

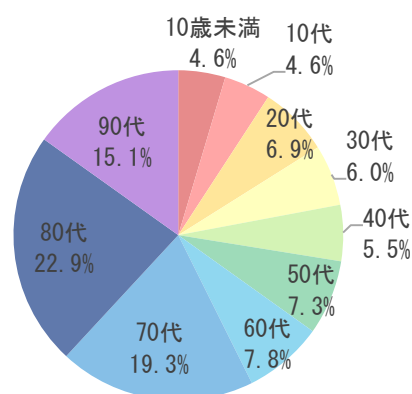
年代	人数
10 歳未満	2,367 人
10 代	1,917 人
20 代	1,735 人
30 代	2,063 人
40 代	1,748 人
50 代	916 人
60 代	464 人
70 代	299 人
80 代	206 人
90 代	86 人
100 代	2 人
総計	11,803 人



オミクロン株は、これまでの変異株と比較して重症化リスクが低いことが指摘されており、患者数は第5波と比較して約12倍と爆発的に増加した一方で、入院患者数は第5波の約1.7倍の218人に留まり、多くの患者が宿泊施設又は自宅での療養となった。死亡者については、70代以上を中心とした19人であり、これまでと比べて死亡率は低くなった。

【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
10 歳未満	10 人
10 代	10 人
20 代	15 人
30 代	13 人
40 代	12 人
50 代	16 人
60 代	17 人
70 代	42 人
80 代	50 人
90 代	33 人
総計	218 人



【図表 5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	12 人
女性	7 人
総計	19 人

年代	人数
50 代	1 人
70 代	5 人
80 代	7 人
90 代	6 人
総計	19 人

クラスターは、市内の入院病床を有する医療機関及び高齢者施設等において21件発生した。クラスターによる患者は合計461人となり、件数、人数ともこれまでで最多となった。感染力の強いオミクロン株の影響により、入所施設においては1件当たりのクラスターの規模が拡大し、深刻な状況となった。

【図表 6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
医療機関（入院のみ）	5 件	44 人
福祉施設（入所のみ）	16 件	417 人
総計	21 件	461 人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

短期間で余りに多数の新規患者が確認されたことや、学校や施設等で集団感染が多発したことにより、積極的疫学調査をはじめとする業務が数日で立ち行かなくなり、保健所業務がひっ迫した状況となった。このような状況に対応するため、本庁等からの応援職員を大幅に増員し、特別対策チームを第5波の約3倍となる89人体制とした。

患者の急増により積極的疫学調査に遅れが生じたことから、患者への最初の声掛けなどを行うファーストコンタクト班、日中のみならず夜間における問合せや相談へ対応するための夜間電話対応班等を新設し、業務を専任化するなど効率化を図った。

2022（令和4）年4月下旬以降は、感染状況が落ち着いてきたこと及び民間派遣職員の活用に伴い、本庁等からの応援職員を段階的に削減し、本庁応援職員から民間派遣職員への業務引継ぎが完了した5月28日をもって、本庁等からの応援職員（事務職）派遣を一時停止とした。

【図表 7】特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数	班名	人数
定数	副部長	1人	総括	2人
	副参事・補佐	2人	総務班	3人
	事務	2人	公表班	4人
	保健師	4人	受診調整班	8人
会計年度 任用職員	会計年度（事務）	4人	健康観察班	9人
	会計年度（保健師）	1人	検査班	4人
応援体制	本庁等応援職員（事務）	9人	ハーシス班	7人
	本庁等応援職員（保健師）	2人	通知班	8人
	所内他課応援（事務）	6人	夜間電話対応班	6人
	所内他課応援（保健師）	15人	疫学調査班	23人
	課内応援職員（事務）	6人	ファースト コンタクト班	15人
	課内応援職員（保健師）	2人	総計	89人
	派遣職員（看護師）	1人		
	オミクロン対応応援職員	34人		
総計		89人		

<総務班>

応援職員の増加に伴い、本庁との連絡調整、業務スペース等の環境整備が求められたことから、本庁関係組織及び保健所内部との調整を行う総務班を新設した。また、第6波以降、職員はシフト制による出勤となったことから、総務班において各班のシフト管理を行い、感染拡大に対応するための検討、体制の構築を行った。

<健康観察班>

保健師の積極的疫学調査への専任化を進めるため、これまで疫学調査班の保健師が担っていた自宅療養者の健康観察を専属で行う健康観察班を新設した。患者が自らHER-SYSに入力する健康状態を確認し、状態が悪い場合には電話による健康観察を行った。また、HER-SYSの入力が困難な高齢者等に対し電話による健康状態の聞き取りや自宅療養者への療養終了の連絡を担当した。

＜ハースス班＞＜通知班＞

患者の急増により、ハースス・通知班の業務がひっ迫状態となったことから、人員を増やし業務を細分化した。ハースス班は発生届の受理等のHER-SYS関連事務、通知班は就業制限通知等の勧告関連事務、医療・検査費用の公費負担に関連する事務を行った。

＜夜間電話対応班＞

保健所の通常業務として、夜間については職員が夜間対応専用携帯電話を携帯し対応していたが、自宅療養者の急増により、夜間における相談件数が増加し、職員への負担が大きくなった。このため、相談対応を24時間体制とする夜間電話対応班を設置した。

＜ファーストコンタクト班＞

いばらき電子申請届出サービスによる積極的疫学調査を開始するに当たり、患者への電話聞取りやメール送信などの業務が新たに発生したことから、ファーストコンタクト班を設置した。また、同班において、急増する市民からの電話相談にも対応した（3月以降は市民からの電話相談に専属で対応する職員を配置）。

イ 行った施策

(7) 成人式会場での参加者への検査

2022（令和4）年1月9日、アダストリアみとアリーナを会場とする成人式は、参加者に対し陰性証明書の提示を求める形で開催された。陰性証明書を持たない参加者については、会場において抗原検査キットを用いた検査を行った上で、陰性が確認された場合のみ入場を可能とし、会場内における感染を未然に防ぐ対策を講じた。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応業務の重点化

新規患者数や濃厚接触者数の増大により、保健所においてこれまでどおりの検査や調査を行うことが難しくなったことから、市民の命と健康を守るため、当面の間、新型コロナ対応業務の重点化を図ることとした。

感染状況などを踏まえた上で、治療が必要な患者を早期に医療につなげることを最優先とするため、2022（令和4）年1月21日以降、積極的疫学調査の従来のやり方を見直した。具体的には、濃厚接触者の調査対象を、県の方針である同居家族に加え、市独自に、感染拡大やクラスターが生じると社会的影響が大きい施設等（医療機関、福祉施設等）に絞り、集中的に対応した。あわせて、行動歴等の聞取り内容の簡素化、検査やメディカルチェックの対象者を限定するなど、重点化を図りながら保健所機能の維持に努めた。同年2月1日以降は更なる重点化を図り、医療機関や福祉施設等のクラスターへの対応は継続しつつ、濃厚接触者への検査は原則として有症状者に限り行うこととした。

【図表8】2022（令和4）年1月21日以降の重点化の概要

濃厚接触者として市が調査を行う対象	・同居家族（県の方針） ・同居家族以外でも、次の場合は、クラスター発生防止の観点から、市独自に調査を実施 ①医療機関の従事者等 ②福祉施設などの従事者、入所者等 ③幼稚園、保育所、認定こども園の職員、園児 等
濃厚接触者への検査	上記調査により確認した濃厚接触者に対し、必要に応じ検査を実施

【図表 9】2022（令和 4）年 2 月 1 日以降の重点化の概要

濃厚接触者として市が調査を行う対象	・同居家族	
濃厚接触者への検査	有症状者	市保健所又は医療機関において P C R 検査を実施
	無症状者	クラスター化などのおそれがある場合などを除き、原則行わない

上記の業務については重点化を図る一方で、本市の方針として、患者への丁寧なフォローアップを継続した。HER-SYS の機能を用いた健康観察に加え、HER-SYS を使用することが困難な高齢者等に対しては、架電による毎日の健康観察を継続した。また、療養終了時においては、患者一人一人に対し架電を行い、就業制限等が解除となる旨の説明に加え、療養終了後の生活における注意点等の案内を行った（第 7 波の自宅療養患者の急増により、連絡方法を架電から HER-SYS の SMS 送信機能を利用した方法に変更した。）。

(ウ) 「水戸市新型コロナウイルス感染症対応に伴う派遣委託」の契約締結

オミクロン株の流行による第 6 波に対応するための本庁等応援職員の派遣が 5 か月にわたる長期戦となったことから、派遣元部署の負担軽減を図るため、派遣委託契約を締結することにより、本庁等応援職員に替わり、派遣職員による業務の執行体制を構築した。派遣職員への業務の引継ぎを円滑に行うため、各班の事務マニュアルの整理を行いながら、段階的に本庁応援職員を所属課に復帰させた。

また、派遣職員用の PC の確保が求められたことから、関係課との調整を行い、本庁において育児休暇等取得中の職員用 PC 等を活用することとした。

派遣期間は、当初 2022（令和 4）年 5 月 23 日から同年 9 月 30 日までとしていたが、その後も感染拡大収束の目途が立たず、新型コロナウイルス感染症対応に係る業務を滞りなく執行するため、契約内容や人数、業務内容の見直しを行いつつ 2023（令和 5）年 6 月 30 日まで延長した。

(エ) いばらき電子申請・届出サービスによる積極的疫学調査

保健所活動の重点化後も、新規患者の増加により積極的疫学調査が思うように進まず、ひっ迫状態が継続した。服薬中の薬などの多くの個人情報を取り取る必要があるため、1 人当たりの調査に時間を要し、調査を担当する保健師への負担は大変大きなものとなった。さらに、新規患者から調査に関する連絡が来ない等の問合せも多数発生した。

保健師だけですべての患者の調査を行うことが不可能となり、獣医師、薬剤師、消防職員、事務職員が保健師の指導のもと積極的疫学調査を行ったが、1 日の調査処理件数は患者の発生件数に追いつくことはなかった。

そのため、いばらき電子申請・届出サービスを用いた積極的疫学調査における新規患者への聞き取り調査を開始し、保健所からの連絡の遅れによる患者の不安の解消に努めた。また、保健師の指導のもと、ファーストコンタクト班において、65 歳未満の新規患者に対し速やかに声がけを実施し、重篤な症状や重症化リスクが認められる場合には保健師による電話での聞き取り調査へと切り替えることで、重症化リスクを有する患者の早期発見に努めた。

7 第7波

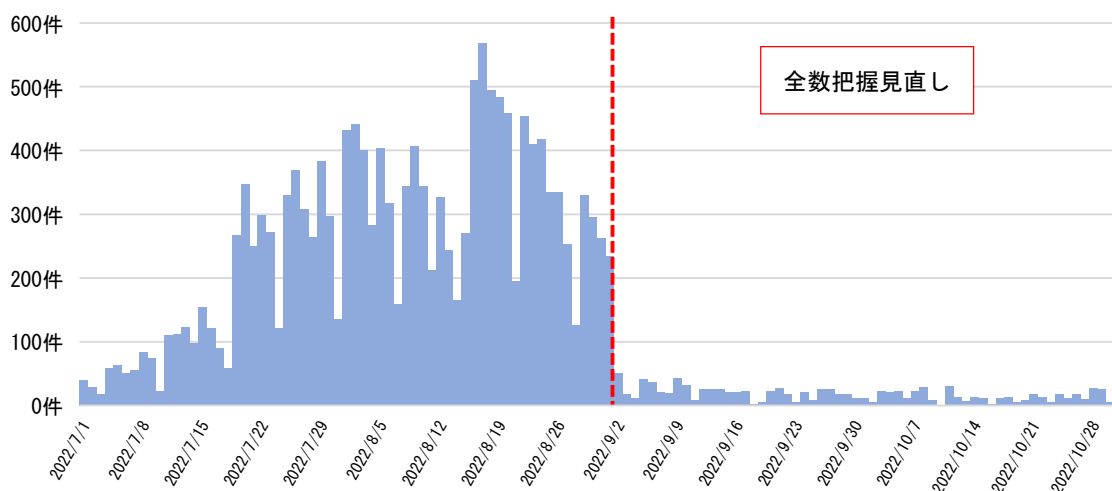
期間：2022（令和4）年7月1日～2022（令和4）年10月31日

主に流行した株：オミクロン株

(1) 発生状況

全国的に2022（令和4）年7月から始まった第7波は、オミクロン株BA.5系統への置き換えに伴い、これまで経験したことのない速度で爆発的に感染が拡大した。WHOの週報では、日本の新規患者数が7月末から4週連続で世界最多となった。本市においては、2022（令和4）年7月上旬から患者の報告が増え始め、1週間後には100人を超す患者が発生した。さらにその1週間後には第6波のピークをはるかに超える新規患者数となり、これまでにないスピードで感染が拡大した。その後も感染の勢いはとどまることはなく、新規患者数が第6波のピークを上回る日々が続き、8月17日、第6波のピークの約3倍となる569人の患者を確認した。ピークを迎えた後は、第6波とは対照的に急激な減少傾向を示した。9月2日以降は、全国に先駆けて、茨城県において全数把握の見直しが行われ、発生届の対象が限定化された。発生届の対象患者の限定化により、一概に過去のデータとの比較はできなくなったが、第7波の期間においては17,037人の患者を確認した。

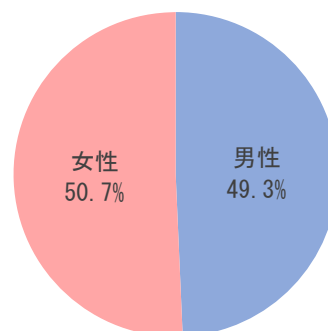
【図表1】患者数（日別）



年代別に見ると、10歳未満～50代と幅広い世代で患者が発生し、第6波と同様に30代以下が過半数を占めた。9月2日以降、全数把握が見直され、新規患者のほとんどが65歳以上の高齢者になったにもかかわらず、60代以上の世代は他の世代と比較して少数であった。

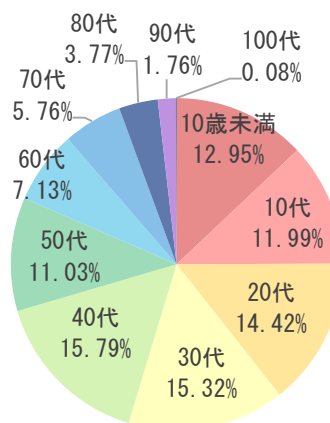
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	8,402 人
女性	8,635 人
総計	17,037 人



【図表 3】年代別患者数

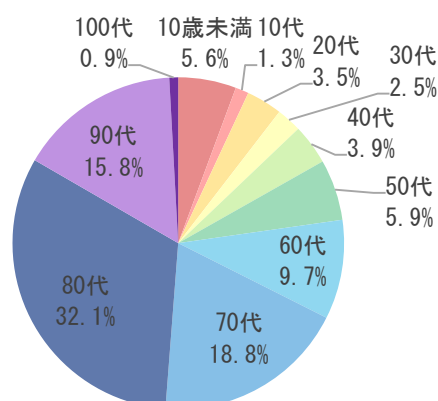
年代	人数
10 歳未満	2,207 人
10 代	2,042 人
20 代	2,456 人
30 代	2,610 人
40 代	2,690 人
50 代	1,880 人
60 代	1,214 人
70 代	981 人
80 代	643 人
90 代	300 人
100 代	14 人
総計	17,037 人



第7波における入院患者数は、第6波と比較して約3倍の691人となった。死亡者数は43人であり、その4割が80代であった。43人のうち約半数は、何らかの疾患を理由に既に医療機関に入院中であり、その医療機関で発生したクラスターが原因で感染した方であった。第7波の特徴として、感染力の強いオミクロン株BA.5系統の影響により医療機関や高齢者施設等でクラスターが数多く発生し、そのことが入院患者数及び死亡者数の増加につながったと考えられる。クラスターは、第7波において76件発生し、1,892人が感染した。医療機関におけるクラスターの発生は、新型コロナ患者として対応しなければならない入院患者数の増加に直結し、日別の新規入院患者数は第6波の6倍となる180人にまで及んだ。このことは、新型コロナウイルス感染症病床の圧迫につながるだけでなく、新型コロナウイルス感染症以外の新規患者に対する入院受入先の減少を招き、救急搬送困難事例の増加を招いた。

【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
10 歳未満	39 人
10 代	9 人
20 代	24 人
30 代	17 人
40 代	27 人
50 代	41 人
60 代	67 人
70 代	130 人
80 代	222 人
90 代	109 人
100 代	6 人
総計	691 人



【図表 5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	28 人
女性	15 人
総計	43 人

年代	人数
50 代	1 人
60 代	2 人
70 代	10 人
80 代	19 人
90 代	9 人
100 代	2 人
総計	43 人

【図表 6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
医療機関（入院のみ）	20 件	731 人
福祉施設（入所のみ）	56 件	1,161 人
総計	76 件	1,892 人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

2022（令和 4）年 7 月以降の急激な感染拡大により，各業務量が急速に増大し，民間派遣職員の速やかな増員が求められた。しかし，増員には時間を要したため，再び本庁等応援職員の派遣を要請した。2022（令和 4）年 7 月下旬，18 人の本庁等応援職員が派遣され，民間派遣職員と合わせて最大 78 人体制とした。その後，民間派遣職員が随時増員され，民間派遣職員の体制が整った 2022（令和 4）年 8 月下旬をもって，疫学調査班及び夜間電話対応班を担う一部を除いて，本庁等応援職員の派遣を終了した。本庁等応援職員の派遣は，茨城県において発生届の対象者が限定化され，積極的疫学調査担当者に係る負担が減少し，保健所において夜間電話対応を終了した 2022（令和 4）年 9 月 20 日をもってすべて終了した。

【図表 7】特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数
定数	副部長	1 人
	副参事・補佐	2 人
	事務	7 人
	保健師	6 人
会計年度 任用職員	会計年度（事務）	5 人
	会計年度（保健師）	5 人
応援体制	本庁等応援職員（事務）	18 人
	本庁等応援職員（保健師）	2 人
	所内他課応援（事務）	4 人
	所内他課応援（保健師）	3 人
	課内応援職員（事務）	2 人
	課内応援職員（保健師）	3 人
	派遣職員（看護師）	20 人
総計		78 人

班名	人数
総括	3 人
総務班	2 人
公表班	3 人
受診調整班	3 人
検査・健康観察班	10 人
ハース・通知班	15 人
夜間電話対応班	4 人
疫学調査班	18 人
ファーストコンタクト班	13 人
補助班	7 人
総計	78 人

<補助班>

感染拡大による市民からの問合せに対応するため、電話対応を専属で行う補助班を新設した。また、同班において、8月に開設した「水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター」との情報共有、連絡調整を行った。

イ 行った施策

(ア) 「水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター」の開設

感染急拡大に伴い、保健所への電話がつながりにくい事態が発生したため、市民からの感染症に関する各種問合せや発熱時の受診先に関する相談、自宅療養者へのフォローアップに円滑かつ的確に対応するため、2022（令和4）年8月2日より「水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター」を開設した。

また、フォローアップセンター開設に合わせ保健所内に医療機関・患者専用ダイヤルを整備し、医療機関や自宅療養者からの緊急の相談、施設等からの集団発生に関する相談等を、受診先相談等の一般的な問合せと別回線に対応した。このことにより、電話回線のパンクによる緊急を要する事例の探知の遅れを防ぎ、自宅療養者が抱えるさまざまな不安をできる限り解消するよう努めた。

なお、「水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター」は、2022（令和4）年9月1日より「水戸市新型コロナウイルス相談窓口」へと名称を変更した。

(イ) 抗原検査キットの無料配布、患者登録制度の開始

感染者の急増に伴い、市内における発熱外来での診療がひっ迫し、高齢者など重症化リスクの高い方や、発熱以外の症状で受診を希望する方などの診療への影響が懸念されたことから、市民の命と健康を守るとともに、医療機関の負担軽減を図ることを目的に、市独自の施策として抗原検査キットの無料配布及び自己検査による患者登録制度を2022（令和4）年8月9日から開始した。なお、この制度の対象者は、水戸市に居住し、以下のいずれかの要件に該当する方とした。

- ・ 65歳未満の方
- ・ 基礎疾患のない方及び肥満（BMI30以上）でない方
 - ※ 基礎疾患のある方又は肥満の方でも、40歳未満の方であれば対象
- ・ 妊娠している可能性のない方

抗原検査キットの受渡しは、水戸市総合運動公園体育館駐車場において、ドライブスルー方式で行った。主に症状が軽く重症化リスクの低い若年層などが、医療機関を受診しなくとも、自己検査の結果を届出することで、自宅療養を開始できるようになった。また、当該制度を利用し自宅療養となる場合でも、療養証明書の発行を受けることを可能とした。

抗原検査キットの無料配布は、「1日当たり最大150組の受付、1人当たり最大5個の配布」で運用を開始したが、市民要望を踏まえ、8月20日配布分より「1日当たり最大204組の受付、1人当たり最大3個の配布」に運用を変更した。キットの無料配布は2022（令和4）年8月31日をもって終了し、患者登録制度については茨城県と一本化した。

【図表8】抗原検査キット配布数

	組数	個数
総計	3,357組	10,772個

【図表9】患者登録申請数及び内訳

	総数	対象	(対象内訳)		対象外	(対象外内訳)	
			陽性	陰性		検査※	妊婦
総計	1,527件	1,476件	1,456件	20件	51件	51件	0件

※ 薬局等の無料検査や研究用検査キットを使用したため対象外としたもの

8 第8波

期間：2022（令和4）年11月1日～2023（令和5）年5月7日

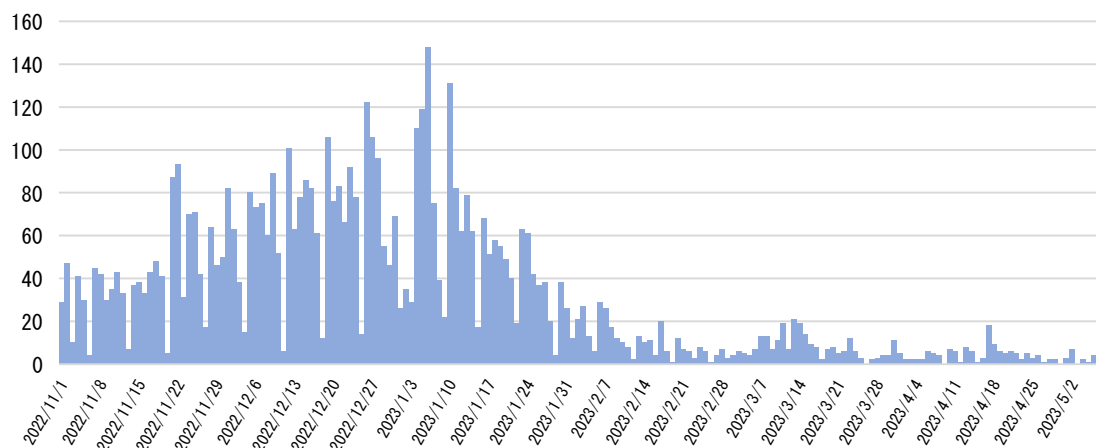
主に流行した株：オミクロン株

(1) 発生状況

爆発的な感染拡大となった第7波が急速な収まりを見せ、2022（令和4）年10月中旬には、市内の医療機関から提出される発生届の件数も1日15件程度となった。しかし、10月下旬以降から全国で再び感染が増加傾向となった。9月2日から発生届の限定化が始まっているため、市内の正確な感染者数を把握することはできないものの、本市においても、医療機関からの報告によると、11月中旬には既に第6波の感染規模を上回る感染者数が確認され、第8波となる感染拡大となった。発生届出数も日々増加し、11月下旬から80件を上回る届出数となり、発生届が限定化されているにもかかわらず、2023（令和5）年1月6日には148件の発生届対象者の報告があり、第6波のピークに迫るものであった。

ピークを迎えた以降は、第7波と同様に急激に感染が収束し、2023（令和5）年2月中旬以降は一桁台の発生届出数に収まる日が続き、同年3月26日には2022（令和4）年1月6日からおよそ1年3か月ぶりに発生届出数が0件となった。

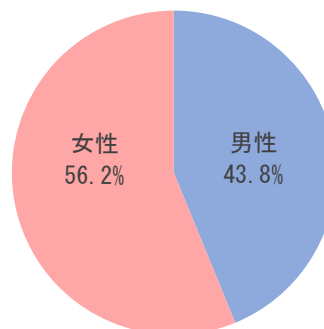
【図表1】患者数（日別）



第8波における患者は、発生届の対象が限定化されたことにより60代以上の割合が8割以上を占めた。60代以上の人数を見ると4,763人となっており、爆発的な感染を観測した第7波において確認した同世代の3,152人を約1.5倍上回った。この高齢者の増加の原因としては、医療機関や高齢者施設等でのクラスター発生による感染のケースが増えたことが影響していると考えられる。

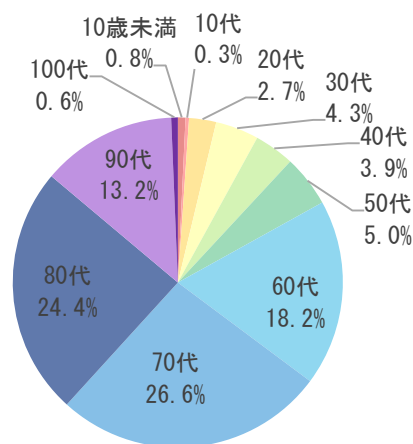
【図表2】性別別患者数

性別	人数
男性	2,514 人
女性	3,221 人
総計	5,735 人



【図表 3】年齢別患者数

年代	人数
10 歳未満	43 人
10 代	19 人
20 代	152 人
30 代	245 人
40 代	224 人
50 代	289 人
60 代	1,046 人
70 代	1,523 人
80 代	1,398 人
90 代	759 人
100 代	37 人
総計	5,735 人

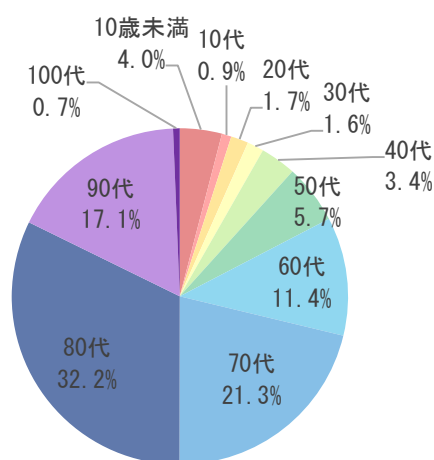


入院患者数は、医療機関において多くの院内クラスターが発生したことに伴い、これまでで最多となる1,071人となった。死亡者数についても、これまでの波をはるかに上回る113人となり、およそ8割が医療機関に入院中又は高齢者施設等に入所中に感染が確認されたものであった。

第8波でのクラスターは107件発生し、第7波の発生件数を上回り、高齢者施設等のクラスターはおよそ2倍の件数となった。クラスターによる患者は、2,494人が確認された。オミクロン株の特徴として、致死率はオミクロン株以前の流行株と比較して低下しているとされているが、感染者数が圧倒的に増加してしまえば、それに伴って死亡者数も増加してしまう。それに加えて、医療機関や高齢者施設等でのクラスター発生により、重症化リスクを有する高齢者の感染が増えたことが、死亡者の増加につながったと考えられる。

【図表 4】年代別入院患者数

年代	人数
10 歳未満	43 人
10 代	10 人
20 代	18 人
30 代	17 人
40 代	37 人
50 代	61 人
60 代	122 人
70 代	228 人
80 代	345 人
90 代	183 人
100 代	7 人
総計	1,071 人



【図表 5】性別及び年代別死亡者数

性別	人数
男性	57 人
女性	56 人
総計	113 人

年代	人数
40 代	1 人
50 代	1 人
60 代	7 人
70 代	19 人
80 代	42 人
90 代	40 人
100 代	3 人
総計	113 人

【図表 6】施設区分別クラスター発生数

施設区分	件数	人数
医療機関（入院のみ）	15 件	629 人
福祉施設（入所のみ）	92 件	1,865 人
総計	107 件	2,494 人

(2) 保健所体制

ア 人員及び各班の構成

2022（令和 4）年11月以降における第 8 波においては、2022（令和 4）年 9 月 2 日から発生届の限定化が始まっているため、市内の正確な感染者数を把握することはできないものの、医療機関や高齢者施設等で多数のクラスターが発生し、発生届の対象となる65歳以上の高齢者や入院を要する患者が急速に増大した。

これらの患者については、先に導入したいばらき電子申請・届出サービスによる積極疫学調査を行うことが困難であったことから、すべて保健師による聞き取り調査を実施する必要がある、積極的疫学調査を担う人材が不足した。このため、会計年度任用職員の採用を増やし総勢48人体制とし、利用者の重症化リスクが高い医療機関や高齢者施設等に対し重点的な対応を図った。

【図表 7】特別対策チーム及び各班の構成

区分	職名	人数
定数	副部長	1人
	副参事・補佐	2人
	事務	6人
	保健師	6人
会計年度（予算対応）	会計年度（事務）	3人
	会計年度（保健師）	8人
応援体制	本庁等応援職員（事務）	0人
	本庁等応援職員（保健師）	0人
	所内他課応援（事務）	0人
	所内他課応援（保健師）	3人
	課内応援職員（事務）	1人
	課内応援職員（保健師）	3人
	派遣職員（看護師）	15人
総計		48人

班名	人数
総括	3人
総務班	3人
公表班	0人
受診調整班	3人
検査・健康観察班	8人
ハース・通知班	7人
夜間電話対応班	0人
疫学調査班	17人
ファーストコンタクト班	0人
補助班	7人
総計	48人

イ 行った施策

(7) 水戸市新型コロナウイルス相談窓口の24時間体制化

感染拡大に伴う市民からの問合せや自宅療養者へのフォローアップに対応するため、看護師が常駐する水戸市新型コロナウイルス相談窓口において2022（令和4）年12月6日から夜間受付を開始し、24時間体制とした。

保健所内に設置された医療機関・患者専用ダイヤルについては、午後6時以降、水戸市新型コロナウイルス相談窓口に転送することで、患者への切れ目のないフォローアップ体制を構築した。

(イ) 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の実施

With コロナの新たな段階への移行を進める中で、高齢者施設等におけるクラスター対策を強化することが重要であることから、2022（令和4）年9月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」における要請に基づき、実施計画を策定し、厚生労働省から特例的な措置として抗原定性検査キットの無償配布を受け、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査を実施した。

対象は、市内の入所系の高齢者施設、障害者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）、介護や障害分野における通所系や訪問系の事業所に加え、市内幼稚園・保育所等の従事者とし、意向調査を行った上で希望した施設等において、2022（令和4）年11月28日以降、毎週2回程度の検査を実施した。

実施期間については、無償配布される抗原定性検査キットの所要量が最大3か月分まで計上可能であったことから、当初2023（令和5）年2月19日までを予定していたが、その後、厚生労働省から追加配布の意向が示されたため、施設等に対し再度意向調査を行い、2023（令和5）年4月2日まで継続した。

【図表8】対象施設・人数及び検査実績

対象者（11/28～2/19）	施設数	人数	配布キット数	陽性件数
高齢者施設（通所・訪問系）	63施設	753人	14,200個	64件
高齢者施設（入所系）	80施設	3,403人	63,525個	245件
障害者施設（通所・訪問系）	33施設	511人	11,400個	65件
障害者施設（入所系）	11施設	924人	22,050個	97件
保育所・幼稚園等	51施設	1,076人	23,900個	133件
総計	238施設	6,667人	135,075個	604件

対象者（2/20～4/2）	施設数	人数	配布キット数	陽性件数
高齢者施設（通所・訪問系）	67施設	818人	9,778個	3件
高齢者施設（入所系）	84施設	3,715人	42,988個	7件
障害者施設（通所・訪問系）	33施設	519人	6,108個	0件
障害者施設（入所系）	16施設	619人	7,260個	3件
保育所・幼稚園等	53施設	1,067人	11,759個	4件
総計	253施設	6,738人	77,893個	17件

第5 ワクチン接種

1 本市のワクチン接種に関する主な職員体制

年月日	内容	職員人数
2021（令和3）年1月18日	新型コロナワクチンチーム結成	6人
2021（令和3）年4月1日	新型コロナワクチン事業室へ名称変更	20人
2021（令和3）年6月28日	市大規模接種の開始にともなう増員	41人
2021（令和3）年9月1日	新型コロナワクチン事業室最大在籍人数	42人
2022（令和4）年4月1日	2022（令和4）年人事異動	33人
2023（令和5）年4月1日	2023（令和5）年人事異動	32人

2 本市のワクチン接種体制スケジュール

2023（令和5）年6月30日時点

区分	2021												2022												2023												2024																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																					
12歳以上	初回接種																																																											
													第一期追加接種																																															
													第二期追加接種																																															
																									令和4年秋開始接																																			
																									令和5年春開始接種																																			
																									令和5年秋開始接種																																			
小児接種 5歳以上11歳以下													初回接種																																															
																									第一期追加接種																																			
																									令和4年秋開始接																																			
																									令和5年春開始接種																																			
																									令和5年秋開始接種																																			
乳幼児接種 生後6か月以上 4歳以下																									初回接種																																			
																																					令和5年秋開始接種																							

第6 感染症法上の位置づけ変更について

感染症法では、ウイルス・細菌等の感染力や感染した場合の重篤性に基づいて、感染症を1類から5類に分類し、感染拡大防止のために国や自治体が行うことのできる対応をそれぞれ定めている。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、これまで「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」とされてきたが、2023（令和5）年5月8日をもって「5類感染症」へと移行した。移行後は、基本的感染対策について、これまでのように政府が一律に求めることはなくなり、対策の実施は個人・事業者の自主的な判断が基本となる等、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」へと変更された。

5類感染症への移行後の医療提供体制や医療費等の公費支援、感染者の把握・公表方法等に関する変更点は以下のとおりである。

なお、ワクチン接種に関しては、特例臨時接種（無料）の実施期間が令和6年3月31日まで延長された。

【図表1】5類移行後の変更点

	移行前	移行後（5月8日～）
感染症法上の分類	2類相当 ・令和2年2月1日～令和3年2月12日 指定感染症 ・令和3年2月13日～令和5年5月7日 新型インフルエンザ等感染症	5類
外来	発熱患者等は、県から指定された「診療・検査医療機関」が中心となって対応	「診療・検査医療機関」に限定せず、広く一般的な医療機関で対応（「外来対応医療機関」として公表）
入院	県から指定された「入院受入医療機関」で入院受入対応	・重症・中等症Ⅱ（酸素投与必要）の患者は「入院受入医療機関」に入院 ・軽症・中等症Ⅰで入院を要する患者はすべての医療機関で入院受入対応
宿泊療養	医師が入院不要と判断した患者は、宿泊療養施設に入所	令和5年9月30日までは、高齢者や妊婦の方を対象とした宿泊療養施設の設置を自治体の判断で継続可能
検査費用	公費負担（初診料、検体採取料は除く）	自己負担
入院医療費	公費負担（新型コロナウイルス感染症以外に係る諸費用は、自己負担あり）	自己負担 ※令和6年3月31日までは、高額療養費の自己限度額から一定額を減額した額が自己負担の上限

	移行前	移行後（５月８日～）
外来 医療費	自己負担分を公費支援	医療費の１割から３割を自己負担 （コロナ治療薬（ゾコーバ等）の薬剤費については、令和５年９月３０日まで自己負担なし）
患者（有症状者）への 外出自粛要請	感染症法に基づき、発症後７日かつ症状軽快から２４時間経過するまでの期間の外出自粛を要請	法律に基づく外出自粛要請はなくなり、個人の判断に委ねる（ただし、発症後５日間かつ症状軽快から２４時間経過するまでの期間は外出を控えることを推奨）
濃厚接触者への外出自 粛要請	感染症法に基づき、５日間の外出自粛を要請	法律に基づく外出自粛要請はなくなる
感染者数の 把握	医療機関からの届出による全数把握	選定された医療機関による定点把握
感染者数の 公表	患者数を毎日公表	定点当たりの患者数を週１回公表

第7 新型コロナウイルス感染症に関連する支援策等

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、多くの人々の生活が著しく変化した。リモートワークやフレックスタイムの推進などの就業体系の変化のほか、外出自粛による客足の減少や営業停止・時間短縮営業などにより多くの事業者が収入の減少に見舞われた。そのような状況の中、産業や経済活動の振興や生活支援のため、以下のような支援策が実施された。

1 特別定額給付金事業

新型コロナウイルス感染症による経済的影響への対策として、国が国民当たり10万円の現金を給付した事業。給付事務は市区町村が担った。

(1) 本市対象者

2020（令和2）年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている者

対象人数	対象世帯	支払予定額
271,688人	127,346世帯	27,168,800,000円

(2) 給付までの経緯

- 4月20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（変更）閣議決定（国）
- 4月27日 補正予算案の提出（国）
特別定額給付金室を設置
- 4月30日 補正予算の成立（国）
- 5月1日 オンライン申請開始（5月13日給付開始）
- 5月7日 手書き用申請書（5月20日給付開始）
- 5月28日 申請書の発送開始
- 6月1日 申請受付開始（申請期限～8月31日）
- 6月5日 給付開始

(3) 本市給付実績

給付人数	給付世帯	支払額
270,953人	126,690世帯	27,095,300,000円

2 事業者への主な補助金・支援金

(1) 2020（令和2）年度

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
公共交通あんしん運行支援金	交通政策課	①公共交通機関を安心して利用できるよう、感染症拡大防止策を実施する事業者を支援し、利用者の回復を図るため、支援金を支給 ②バス（市内路線バス・高速バス）、タクシー 1台につき20,000円
自動車運転代行業あんしん運行支援金	交通政策課	①自動車運転代行業を安心して利用できるよう、ガイドラインに沿った感染症拡大防止策を実施する自動車運転代行業者を支援し、利用者の回復を図るため、支援金を支給 ②車両1台につき20,000円

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
路線バス運行継続 緊急支援金	交通政策課	①市内に営業所が所在する路線バス事業者に対して支援金を支給 ②1系統当たり20,000円
芸術文化施設の 活動継続支援金	文化交流課	①営業自粛を余儀なくされたライブハウス、劇場、ギャラリー等の芸術文化施設に対し、本市の芸術文化の振興に資する活動の継続を支援するため支援金を支給 ②200,000円
プロスポーツチーム 地域交流活動等 緊急支援金	スポーツ課	①プロスポーツチームが、その情報発信力を生かして実施する各種啓発事業や地域経済活性化支援事業に対する支援金を支給 ②2,000,000円
理容・美容所、施術所 衛生対策緊急支援金	保健総務課 保健衛生課	①市内の理容・美容所、施術所に対し、支援金を支給 ②1事業所当たり20,000円
休業協力店舗等 緊急支援金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、茨城県緊急事態措置等に基づく休業要請等に全面的に協力した「休業要請対象店舗」又は「営業時間短縮要請対象店舗」等の事業者に対し、支援金を支給 ②100,000円（2店舗以上経営する事業者は200,000円）
事業継続緊急支援金 【第1弾】	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国の実施する持続化給付金の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に支援金を支給 所定の条件を満たす事業者には、加算金も支給 ②中小企業：200,000円／個人事業主：100,000円 （加算金）法人：200,000円／個人事業主：100,000円
事業継続緊急支援金 【第2弾】	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国の実施する持続化給付金の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に支援金を支給 所定の条件を満たす事業者には、加算金も支給 ②中小企業：200,000円／個人事業主：100,000円 （加算金）法人：200,000円／個人事業主：100,000円
事業者支援制度 活用促進補助金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者が、国・県等の経済対策支援制度を活用するため、資格を有する第三者に申請書類作成及び申請手続きを依頼した際の費用の一部を補助 ②対象経費の1/2（上限50,000円）
飲食店テイクアウト サービス緊急支援金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、テイクアウトサービスを新たに開始した又はテイクアウトサービスを強化した飲食店の経営者に対し、支援金を支給 ②100,000円（2店舗以上経営する事業者は200,000円）
飲食店テイクアウト・ デリバリーサービス 緊急支援金	商工課	①市内飲食店が販売するテイクアウト商品のデリバリーサービスを行う事業者に対して、デリバリーサービスに係る飲食店又は利用者の負担を軽減するための支援金を支給 ②配達先1件1回につき300円（上限500,000円）
宿泊事業者緊急支援金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊事業者について、事業継続に係る必要経費の一部を支給 ②客室200室以上：2,000,000円／100室以上：1,000,000円／50室以上：500,000円／50室未満：300,000円 ※大規模宴会場を設置している場合は2,000,000円加算

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
ものづくり事業者 事業継続支援金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内ものづくり事業者等を対象に、事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染防止対策や事業回復に向けた取組に係る必要経費の一部を支給 ②対象経費の2/3以内（上限400,000円）
オンライン合同企業 説明会参加促進補助金	商工課	①市内の企業のオンライン合同企業説明会への参加を促進し、人材確保を支援するため、オンライン合同企業説明会への参加に要する費用の一部を補助 ②対象経費の4/5以内（上限50,000円）
観光関連事業者 緊急支援金	観光課	①各まつりの中止等で売上げが低下している市内の観光事業者が、地域経済の立て直しに向けて観光振興に資する事業に取り組めるよう支援金を支給 ②200,000円
貸切バス事業者 緊急支援金	観光課	①新型コロナウイルスの影響により売上が減少した貸切バスを5台以上保有するバス事業者に対し、支援金を支給 ②500,000円
観光土産品販売促進 緊急補助金	観光課	①各まつりの中止等による影響を受けた観光土産品販売事業者に対し支援金を支給 ②500,000円
水戸の銘品 （わらつと納豆・地酒）緊急支援金	観光課	①本市を代表する観光土産品である「わらつと納豆」と「地酒」の存続のため、製造事業者に対し支援金を支給 ②市内の納豆製造事業者：500,000円 市内の酒造事業者：1,300,000円
学校臨時休業 対策食材費補助金	学校保健 給食課	①感染拡大防止のための一斉臨時休業の影響を受けた学校給食食材納入業者を支援 ②一斉臨時休業に伴い、発注が取り消され、廃棄等となった食材料費相当額

(2) 2021（令和3）年度

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
公共交通等運行事業 継続支援	交通政策課	①新型コロナウイルスの影響より売上が減少した公共交通等の運行事業者に対し、支援金を支給 ②市内に営業所あり：3,000,000円 市内に営業所なし：500,000円 タクシー事業者・自動車運転代行業者：車両1台当たり10,000円
事業継続特別対策 支援金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者に対し、支援金を支給 ②法人：200,000円／個人事業主：100,000円 ※県の時間短縮要請に応じ、協力金の支給を受けた事業者は100,000円を加算
オンライン合同企業 説明会参加促進補助金	商工課	①オンライン合同企業説明会に参加し、人材確保を図る市内企業に対し、説明会の参加に要する費用の一部を補助 ②対象経費の1/2以内（上限30,000円）

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
飲食事業者緊急支援	商工課	①新型コロナウイルスの影響により、売上が減少した市内の飲食事業者に対し、支援金を支給 ②法人：200,000円／個人事業主：100,000円
宿泊事業者緊急支援金	観光課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊事業者について、事業継続に係る必要経費の一部を支給 ②客室200室以上：2,000,000円／100室以上：1,000,000円／50室以上：500,000円／50室未満：300,000円 ※延べ床面積5,000㎡以上かつ大規模宴会場（500㎡以上）を設置している場合は2,000,000円加算
貸切バス事業者緊急支援金	観光課	①新型コロナウイルスの影響により売上が減少した貸切バスを5台以上保有するバス事業者に対し、支援金を支給 ②500,000円
学校給食主食納入事業者支援金	学校保健給食課	①感染拡大防止のための臨時休業等の影響を受けた学校給食用の主食（米飯・パン）を納入する事業者に対し、支援金を支給 ②納入予定額の1/2

(3) 2022（令和4）年度

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
オンライン合同企業説明会参加促進補助金	商工課	①オンライン合同企業説明会に参加し、人材確保を図る市内企業に対し、説明会の参加に要する費用の一部を補助 ②対象経費の1/2以内（上限30,000円）
事業継続応援支援金	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者に対し、支援金を支給 ②法人：200,000円／個人事業主：100,000円
エネルギー価格高騰等対策事業者緊急支援	商工課	①新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少やエネルギー価格の高騰による影響を受けた市内事業者に対し、支援金を支給 ②法人：200,000円／個人事業主：100,000円
農業担い手緊急支援	農政課	①新型コロナウイルス感染症による外食控え等の影響がある中、原油価格・物価高騰に直面し、価格への転嫁も難しい農業の担い手に対し、耕作面積に応じた支援金を支給 ②水田耕作者（経営所得安定対策加入者） ：作付面積10a当り3,000円 畑地・園芸耕作者（認定農業者、認定新規就農者） ：畑地面積10a当り10,000円
農業担い手緊急支援（第2次）	農政課	①新型コロナウイルス感染症による外食控え等の影響がある中、さらなる原油価格・物価高騰に直面し、経営が悪化した農業の担い手に対し、耕作面積に応じた支援金を支給 ②水田耕作者（経営所得安定対策加入者） ：作付面積10a当り1,500円 畑地・園芸耕作者（認定農業者、認定新規就農者） ：畑地面積10a当り5,000円

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
水田農業経営継続 支援事業	農政課	①新型コロナウイルスの影響により令和3年産米価が大幅に下落する中、令和4年度の水田での営農継続意欲喚起のため、要件を満たす生産者に対し、支援金を支給 ②主食用米作付け10a当り3,000円 (生産調整の目安面積が上限)
学校給食主食納入 事業者支援金	学校保健 給食課	①感染拡大防止のための臨時休業等の影響を受けた学校給食用の主食(米飯・パン)を納入する事業者に対し、支援金を支給 ②納入予定額の1/4

3 個人への主な給付金・支援金

(1) 2020（令和2）年度

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
新生児特別給付金	福祉総務課	①国の特別定額給付金の対象とならない4月28日～8月31日に生まれた子を持つ世帯に対し、生活環境に格差が生じないよう市独自の給付金を支給 ②新生児1人につき100,000円
障害児養育世帯緊急支援	障害福祉課	①障害児を養育する世帯に対し、コロナ禍における安定的な生活を支援するため、市独自の支援金を支給 ②児童1人につき20,000円
子育て世帯への臨時特別給付金	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として給付金を支給 ②児童1人につき10,000円
ひとり親世帯緊急支援金	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ひとり親世帯に対して、臨時特別的な給付措置として市独自の支援金を支給 ②児童1人につき20,000円
ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響により子育てに対する負担の増加、収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯等に対し、給付金を支給 ②1世帯当たり50,000円 第2子以降1人につき30,000円
ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）	子ども課	①ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けた世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した世帯に対し、追加の給付金を支給 ②1世帯当たり50,000円
ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付再支給）	子ども課	①令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている世帯を対象に、給付金を再支給 ②1世帯当たり50,000円 第2子以降1人につき30,000円
準要保護世帯緊急支援	学校管理課	①準要保護世帯の負担軽減を目的に、臨時休業により就学支援の対象とならなかった給食費の同等額を支給 ②給食1回当たりの単価（240円～260円）×給食を実施しなかった日数（上限額あり）

(2) 2021（令和3）年度

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
市民税非課税世帯等臨時特別給付金	福祉総務課	①市民税非課税世帯等の生活を支援するため、市民税非課税世帯や家計急変世帯等に対して給付金を支給 ②1世帯当たり100,000円

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
障害児養育世帯 緊急支援	障害福祉課	①障害児を養育する世帯に対し、コロナ禍における安定的な生活を支援するため市独自の支援金を支給 ②児童1人につき20,000円
ひとり親世帯 生活支援特別給付金	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響により子育てに対する負担の増加、収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、給付金を支給 ②児童1人につき50,000円
子育て世帯 生活支援特別給付金	子ども課	①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給 ②児童1人につき50,000円
子育て世帯への 臨時特別給付金 (基本給付)	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、給付金を支給 ②児童1人につき50,000円
子育て世帯への 臨時特別給付金 (クーポン分)	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、給付金を支給 ②児童1人につき50,000円
茨城県ひとり親世帯 緊急生活支援金	子ども課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困難に直面する低所得のひとり親世帯等を支援するため、県の支援金に市独自の支援金を上乗せして支給 ②児童1人につき100,000円 (県50,000円、市50,000円)

(3) 2022（令和4）年度

名称	担当課	①概要 ②1件当たりの支給金額等
市民税非課税世帯等 臨時特別給付金	福祉総務課	①令和3年度市民税非課税世帯等臨時特別給付金受給世帯を除いた、市民税非課税世帯や家計急変世帯等に対して給付金を支給 ②1世帯当たり100,000円
ひとり親世帯 生活支援特別給付金	こども政策課	①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯等を支援するため、国の給付金に加え、市独自の給付金を上乗せして支給 ②児童1人につき100,000円 (国50,000円、市50,000円)
子育て世帯生活支援 特別給付金	こども政策課	①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、国の給付金に加え、市独自の給付金を上乗せして支給 ②児童1人につき100,000円 (国50,000円、市50,000円)
茨城県ひとり親世帯 生活応援特別給付金	こども政策課	①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯等を支援するため支援金を支給 ②児童1人につき50,000円
茨城県子育て世帯 生活応援特別給付金	こども政策課	①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、支援金を支給 ②児童1人につき50,000円

4 その他の支援策

(1) 事業者への支援策

名称	担当課	実施年度	概要
市場施設使用料の減免	公設地方卸売市場	2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している市場関係事業者の事業継続と市場機能の維持を図るため、市場使用料の減免措置を実施

(2) 個人への支援策

名称	担当課	実施年度	概要
水戸農産物を活用した一人暮らしの学生支援	農産振興課	2年度	新型コロナウイルス感染症のまん延により、消費が減少した米や農産物の消費促進のため、アルバイト収入の減少や帰省自粛等により、生活に不安を抱えている市内在住の学生、市出身で市外在住の学生に対し、水戸産農産物を贈り支援
小・中学校給食費の無償化	学校保健給食課	2年度	保護者の経済的負担軽減のため、小中学校の給食費（令和2年6，7，8月分）を無償化

(3) 経済支援策

名称	担当課	実施年度	概要
梅まつり路線バス利用者回復支援	交通政策課	2年度	市における路線バス利用者数の回復を支援し、まちなかのにぎわいの創出を図るため、市内バス事業者に対し補助金を交付 「水戸漫遊1日フリーきっぷ」の割引支援 大人：400円→100円（300円割引） 小児：200円→50円（150円割引）
生花店・福祉、医療施設連携支援事業	商工課	2年度	福祉・医療施設等にフラワーアレンジメントを寄贈し、従事者の方々へ感謝とエールを送るとともに、需要が激減している生花販売事業者を支援
水戸八景グルメライド-ReRIDE-	観光課	2年度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の回復を目的とし、水戸商工会議所主催の自転車を活用したイベントの運営経費を補助
観光振興クラウドファンディング支援	観光課	2年度	地域経済の回復、活性化のため、落ち込んだ観光の振興を目的にインターネットで支援者から資金を募る取組「クラウドファンディング」を支援
貸切バス利用促進支援	観光課	2年度 3年度	市民に元気と活力を与え、地域経済の回復、活性化につなげるため、割引価格で市民対象の貸切バスツアーを実施する事業者へバス借上に係る費用を補助

名称	担当課	実施年度	概要
Go To キャンペーン in MITO	観光課	2年度 3年度 4年度	観光誘客による地域経済の回復を目指し、国や県の観光キャンペーンを通じて宿泊する観光客等を対象として、水戸ならではの体験や公共交通機関等の利用を促進するため、独自の割引クーポンの発行やおもてなしに関する取組を実施
地場農産物の地産地消 推進スタンプラリー	農産 振興課	2年度	新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における飲食店の営業自粛や、消費が落ち込んでいる地場農産物のPR及び消費拡大を図るため、地産地消推進店「水戸美味（みとうま）」に参加している店舗をめぐるスタンプラリーを実施
学校給食における 地場農産物の活用促進	農産 振興課	2年度 3年度 4年度	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農業の振興と地産地消、さらには、食育の推進を図るため、小・中学校の学校給食における地場農産物の活用を促進

(4) プレミアム商品券発行事業

ア 経済振興・子育て支援プレミアム商品券発行事業

経済の活性化と消費の拡大並びに子育て世帯支援を図るため、プレミアム商品券を発行した。

名称	担当課	実施年度	①販売価格・利用可能額 ②販売数
経済振興・子育て支援 プレミアム商品券 発行事業（第1弾）	商工課	2年度	①販売価格：1セット当たり7,500円 利用可能額：10,000円分 ②子育て支援分：10,000セット 一般分：55,000セット
経済振興・子育て支援 プレミアム商品券 発行事業（第2弾）	商工課	2年度	①販売価格：1セット当たり7,500円 利用可能額：10,000円分 ②子育て支援分：10,000セット 一般分：45,000セット
経済振興・子育て支援 プレミアム商品券 発行事業（第3弾）	商工課	3年度	①販売価格：1セット当たり10,000円 利用可能額：13,000円分 ②子育て支援分：10,000セット 一般分：40,000セット
経済振興・子育て支援 プレミアム商品券 発行事業（第4弾）	商工課	4年度	①販売価格：1セット当たり10,000円 利用可能額：13,000円分 ②子育て支援分：10,000セット 一般分：40,000セット

イ 商店会振興プレミアム商品券発行事業

地元消費の拡大を図るため、市内22商店会等において使用できるプレミアム商品券を発行した。

名称	担当課	実施年度	①販売価格・利用可能額 ②販売数
商店会振興プレミアム 商品券発行時事業	商工課	2年度 4年度	①販売価格：1セット当たり7,000円 利用可能額：10,000円分 ②3,000セット

第8 その他のまん延防止対策等

1 イベントにおけるまん延防止対策

本市は水戸の梅まつりや水戸黄門まつりを始め、様々なイベントを開催しているが、新型コロナウイルス感染症のまん延時には、開催の延期や中止、規模の縮小などにより感染拡大防止を図った。本市が開催又は関係した主なイベントにおいては、以下のまん延防止対応を行った。

イベント名	通算回数（開催年）	開催日	対応
水戸市芸術祭	令和2年		開催中止
	第52回（令和3年）	6月6日～11月29日	一部事業の中止，無観客での開催等，規模を縮小して実施
	第53回（令和4年）	5月8日～11月29日	一部事業の中止，無観客での開催等，規模を縮小して実施
水戸黄門漫遊マラソン	第5回（令和2年）		開催中止
	第6回（令和3年）	10月18日～31日	オンライン形式に移行しての開催
	第7回（令和4年）	10月30日	感染症対策を講じた上で規模を縮小して開催
水戸まちなかフェスティバル	第9回（令和2年）		開催中止
	第10回（令和3年）		開催中止
	第11回（令和4年）		開催中止
水戸市産業祭	第45回（令和2年）	11月21日	感染症対策を講じた上で，商工部門の行事のみ開催
	第46回（令和3年）	11月20日	感染症対策を講じた上で，商工部門の行事のみ開催
	第47回（令和4年）	11月19日	感染症対策を講じた上で，商工部門の行事のみ開催
水戸黄門まつり	第60回（令和2年）		中止（オンラインを活用した「Remote水戸黄門まつり」を開催）
	第61回（令和3年）		中止（オンラインを活用した「Remote水戸黄門まつり」を開催）
	第62回（令和4年）	花火：10月22日 本祭：11月5日	内容や開催場所を変更し，通常の時期から3か月遅れで開催

イベント名	通算回数（開催年）	開催日	対応
水戸の梅まつり	第124回（令和2年）	2月15日～ 3月19日	関連イベントを中止する等，規模を縮小して開催
	第125回（令和3年）	3月1日～21日	関連イベントを中止する等，規模を縮小して開催
	第126回（令和4年）	3月1日～27日	関連イベントを中止する等，規模を縮小して開催
水戸の萩まつり	第53回（令和2年）	9月5日～27日	手指消毒や検温などの感染症対策を行い，開催
	第54回（令和3年）		開催中止
	第55回（令和4年）	9月3日～25日	手指消毒や検温などの感染症対策を行い，開催
水戸市 成人の日式典	令和3年	5月5日	令和3年1月10日に開催を予定したが，5月5日に延期 感染症対策として，出身中学校により2部に分けて開催 感染拡大に伴い，県内の二十歳を対象とし，県外在住の参加者は参加を自粛するよう要請
		11月8日	5月5日開催の式典への参加自粛を要請した県外在住の二十歳を対象に「水戸市成人の日式典 in Autumn」と名称を変更して開催 ※事前申込制
	令和4年	1月9日	感染症対策として，出身中学校により2部に分けて開催 1月7日に県からの要請を受け，ワクチン接種証明書（2回分）若しくは陰性の確認ができる抗原検査キットの検査結果（前日又は当日）の提示を参加者に依頼
東京オリンピック 聖火リレー・セレ ブレーション	令和2年		7月5日に開催を予定していたが，1年延期
	令和3年	7月4日	手指消毒や検温などの感染症対策を行い，開催
Bリーグ オールスター ゲーム	令和3年		1月15日から16日に開催を予定していたが，開催中止
	令和5年	1月13日～ 1月15日	手指消毒や検温などの感染症対策を行い，実施

2 本市が管理している施設におけるまん延防止対策

本市が管理している主な施設においては、施設利用者等への新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、利用停止や一部事業の中止など、各施設において以下の対応を行った。

施設名	窓口のみ通常対応 事業・市民の利用を 停止	休館若しくは事業・ 市民の利用を停止	夜間利用の停止	その他の対応
市民センター	【令和2年】 3月2日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月30日		【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 (平日日中のみ利用可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用可)	
平和記念館		【令和2年】 3月1日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月19日	【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用可)	
国際交流センター	【令和2年】 3月3日～3月31日 (窓口を短縮) 4月3日～5月31日 (窓口を短縮) 【令和3年】 1月19日～2月8日 8月6日～9月30日 (8月18日～オンライン開催の事業のみ実施)		【令和3年】 4月23日～5月26日 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用可)	
水戸芸術館		【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 (事前予約事業のみ実施) 8月6日～9月20日 (チケット販売済みのイベントの実施)	【令和3年】 4月23日～5月26日 (日中は通常どおり、 夜間はチケット販売した事業のみ可)	
学校施設夜間開放		【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日 【令和4年】 1月27日～2月20日	【令和3年】 4月23日～5月26日	

施設名	窓口のみ通常対応 事業・市民の利用を 停止	休館若しくは事業・ 市民の利用を停止	夜間利用の停止	その他の対応
体育施設 (スポーツ 振興協会)	【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 事業については、チケ ット販売済みのイベン ト等のみ、主催者が感 染対策を徹底の上実施 可 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日		【令和3年】 4月23日～5月26日 (チケット販売済みの イベント等は主催者が 感染対策を徹底の上利 用可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (土日祝日は利用不 可、平日日中は一部を 除き利用可)	
男女平等参 画センター	【令和2年】 3月2日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月30日 (上記期間中は、ヒュ ーマンライフシンポジ ウムをオンラインで開 催)		【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 (平日日中のみ利用 可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	
大内田セン ター		【令和2年】 2月29日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月30日	【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 (平日日中のみ利用 可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	
酒門コミュ ニティセン ター		【令和2年】 2月29日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 8月18日～9月30日	【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 (平日日中のみ利用 可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	

施設名	窓口のみ通常対応 事業・市民の利用を 停止	休館若しくは事業・ 市民の利用を停止	夜間利用の停止	その他の対応
酒門ふれあい公園		【令和2年】 2月29日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～8月31日	【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 (平日日中のみ利用可) 【令和4年】 1月27日～2月20日	
清掃工場施設見学		【令和2年】 4月1日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～8月31日 【令和4年】 1月27日～2月20日		
福祉ボランティア会館 (ミオス2階)		【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～8月31日	【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用可)	
ふれあいの館		【令和4年】 1月27日～2月20日		利用は継続, 事業と貸館は中止 【令和2年】 3月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月26日
水戸サン・アビリティーズ		【令和2年】 3月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日	【令和3年】 4月23日～5月26日 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用可)	
子育て支援・多世代交流センター わんぱく・みと はみんぐぱく・みと				未就学児一時預かりは継続, 利用は中止 【令和2年】 3月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～8月17日 (わんぱくは未就学児一時預かりも中止) 8月18日～9月26日 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用可)

施設名	窓口のみ通常対応 事業・市民の利用を 停止	休館若しくは事業・ 市民の利用を停止	夜間利用の停止	その他の対応
子ども発達 支援センタ ー (令和4年 4月に「こ ども発達支 援センタ ー」に改 称)				個別指導・相談は継 続、利用は中止 【令和2年】 3月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月26日 【令和4年】 1月27日～2月20日
内原高齢者 センター		【令和2年】 3月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月26日		
いきいき交 流センター		【令和2年】 3月3日～6月7日 8月2日～9月13日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月30日	【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 (平日日中のみ利用 可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	
コワーキン グスペース 水戸ワグテ イル			【令和3年】 4月23日～5月26日 (ただし、オンライン 開催のセミナーは可)	事業は中止、会員のみ 利用可 【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日 (オンライン開催の セミナーは可)
水戸観光案 内所		【令和2年】 3月2日～4月12日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日	【令和3年】 4月23日～5月26日 (営業時間短縮)	

施設名	窓口のみ通常対応 事業・市民の利用を 停止	休館若しくは事業・ 市民の利用を停止	夜間利用の停止	その他の対応
森林公園		【令和2年】 3月3日～3月31日 （園内施設以外の利用は可） 4月3日～5月31日 （園内施設以外の利用は可、森のシェーブル館はテイクアウトのみ営業） 【令和3年】 1月18日～2月7日 （園内施設以外の利用は可、森のシェーブル館はテイクアウトのみ営業） 8月6日～9月30日 （園内施設以外の利用は可、森のシェーブル館はテイクアウトのみ営業）	【令和3年】 4月23日～5月26日 【令和4年】 1月27日～2月20日 （平日日中のみ利用は可、森のシェーブル館はテイクアウトのみ営業）	
植物公園		【令和2年】 3月3日～3月31日 （園内施設以外利用可） 4月17日～5月10日 （事業は31日まで） 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日		事業は中止、利用は可 【令和4年】 1月27日～2月20日 （フォレンテはテイクアウトのみ営業）
若宮スポーツ会館		【令和2年】 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月30日	【令和3年】 4月23日～5月26日 8月6日～8月17日 （平日日中のみ利用可） 【令和4年】 1月27日～2月20日 （平日日中のみ利用可）	
少年自然の家	【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日 【令和4年】 1月27日～2月20日		【令和3年】 4月23日～5月26日 （窓口は通常対応）	

施設名	窓口のみ通常対応 事業・市民の利用を 停止	休館若しくは事業・ 市民の利用を停止	夜間利用の停止	その他の対応
各学校の校 庭及び体育 館		【令和2年】 3月3日～3月31日 4月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日 【令和4年】 1月27日～2月20日	【令和3年】 4月23日～5月26日 【令和4年】 1月21日～2月20日	
博物館		【令和2年】 3月3日～3月31日 4月15日～6月12日 【令和3年】 1月19日～2月7日 8月6日～9月19日 (事業は9月30日ま で中止)	【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	
埋蔵文化財 センター	【令和2年】 3月3日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日 【令和4年】 1月27日～2月20日 (事業は平日日中の み実施)			
水戸城跡二 の丸展示館		【令和2年】 3月2日～5月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日	【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	
ダイダラボ ウ展示室 大塚農民館 内原郷土史 義勇軍資料 館		【令和2年】 3月3日～3月31日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月6日～9月30日	【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	
図書館		【令和2年】 3月2日～3月31日 4月18日～5月14日 【令和3年】 1月18日～2月7日 8月18日～9月19日 (休館期間中は返却 ポストのみ利用可)	【令和3年】 4月23日～5月26日 9月20日～9月29日 (18時まで利用可) 【令和4年】 1月27日～2月20日 (平日日中のみ利用 可)	

3 本市への寄附

感染予防やまん延防止のために活用できる物品や寄附金など、新型コロナウイルス感染症に関連した多大な寄附をいただいた。本市への寄附のうち主なものは下記のとおりとなる。

受領日	寄附者の氏名又は団体名	寄附を受けたもの
令和2年3月27日	株式会社夢グループ	マスク
令和2年4月7日	寧波真和集団有限公司 株式会社アジア通信社	マスク
令和2年4月8日	株式会社リサイクルパーク	マスク KN95 マスク
令和2年4月15日	有限会社 HSK	マスク
令和2年4月17日	あおい情報システム株式会社	マスク
令和2年4月17日	あおい情報システム株式会社 阪急阪神国際貨運(上海)有限公司	マスク
令和2年4月17日	梶原産業有限会社	マスク
令和2年4月22日	一般社団法人 MIJW 水戸発夢を叶えるプロジェクト	マスク
令和2年4月22日	水戸市内ロータリークラブ6団体	マスク
令和2年4月27日	一般社団法人 MIJW 水戸発夢を叶えるプロジェクト	マスク
令和2年4月27日	t-Ace	マスク
令和2年4月30日	日中専門家コンソーシアム	マスク
令和2年4月30日	共栄通信工業株式会社	マスク 次亜塩素酸水 アルコール
令和2年5月1日	一般社団法人 MIJW 水戸発夢を叶えるプロジェクト	マスク
令和2年5月1日	日本原子力発電株式会社	マスク
令和2年5月7日	一般社団法人 MIJW 水戸発夢を叶えるプロジェクト	マスク
令和2年5月7日	株式会社 MK システム	マスク
令和2年5月11日	茨城乳配株式会社	次亜塩素酸水
令和2年5月13日	株式会社 J&C 株式会社 MURATA 有限会社秀和プランニング センチュリー21 株式会社エムズ・エステート	マスク
令和2年5月13日	株式会社くすりのマルト	アルコールハンドジェル
令和2年5月13日	水戸ライオンズクラブ	寄附金
令和2年5月15日	株式会社大貫工務店	マスク
令和2年5月15日	株式会社 JaMtek	マスク

受領日	寄附者の氏名又は団体名	寄附を受けたもの
令和2年5月15日	コスモ総合建設株式会社	マスク
令和2年5月15日	ドン・キホーテ水戸店	衛生用品
令和2年5月18日	ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 2R1Z	寄附金
令和2年5月19日	水戸市建設業協同組合	寄附金
令和2年5月20日	株式会社秋山工務店	寄附金
令和2年5月20日	秋朋会	寄附金
令和2年5月21日	明利酒類株式会社	アルコール製剤
令和2年5月25日	大成不動産ホールディングス	フェイスシールド
令和2年6月3日	株式会社鈴木茂兵衛商店	アマビエ提灯 設置用スタンド
令和2年6月5日	株式会社ホコタ	防護服
令和2年6月5日	バンビ鞆工房水戸店 株式会社ヌマタ商事	アルコールハンドジェル
令和2年6月9日	株式会社マルト	ニトリル手袋 医療用ガウン 防護服 非接触型体温計
令和2年6月10日	重慶市	N95 マスク
令和2年6月24日	株式会社 Nikon 水戸製作所	フェイスシールド
令和2年6月29日	日本原子力発電株式会社	マスク 防護服
令和2年6月29日	一般社団法人日本住宅塗装協会	消毒用エタノール
令和2年6月30日	2R1Z (水戸市内7ライオンズクラブ合同)	マスク
令和2年7月27日	株式会社松原塗装	フェイスシールド
令和2年8月12日	株式会社フジタビジネスマシズ	アルコール製剤
令和2年10月30日	コロナ収束を願う水戸 SIGN 会	新型コロナウイルス感染拡大防止 に向けた啓発看板
令和4年2月18日	大塚製薬株式会社水戸出張所	清涼飲料水
令和4年3月2日	コカ・コーラボトラーズジャパン 株式会社水戸支店	清涼飲料水
令和4年5月31日	NPO 法人 Happy リレーいろいろ	除菌ハンドジェル
令和5年2月27日	株式会社大縄林業	寄附金

第9 教育現場における対応

1 教育現場におけるまん延防止対策

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、教育現場は大きな変化が生まれたものの一つである。コロナ禍において本市の教育現場がどのような対応を行ってきたかまとめた。

(1) 臨時休業

水戸市立小・中学校及び義務教育学校では、感染拡大の状況を鑑み、臨時休業を以下の日程で実施した。

- ・2020（令和2）年3月3日～3月24日
- ・2020（令和2）年4月9日～5月24日
- ・2021（令和3）年8月27日～8月31日
- ・2021（令和3）年9月6日～9月10日
- ・2021（令和3）年9月13日～9月21日
- ・2022（令和4）年1月31日～2月18日（小学校のみ実施）
- ・2022（令和4）年2月24日～3月2日（中学校3年生のみ実施）
- ・2022（令和4）年3月14日～3月18日（小学校1～5年生のみ実施）

(2) 分散登校、短縮授業

水戸市立小・中学校及び義務教育学校において、以下のとおり分散登校や短縮授業を行った。

ア 2020（令和2）年5月25日～6月1日（分散登校、短縮授業）

学級を2つのグループに分け登校させ、午前中授業（3時間）を1日おきに行った（小規模校については、学級を分けずに実施）。

- 例 Aグループ 25日、27日、29日
Bグループ 26日、28日、1日

イ 2020（令和2）年6月2日～6月5日（通常登校、短縮授業）

学級をグループ分けせずに登校（通常登校）させ、午前中授業（3時間）を毎日行った。

ウ 2021（令和3）年9月1日～9月3日（分散登校）

3日間の日程のうち、1回登校し、家庭での過ごし方やオンライン授業を円滑に行うための指導等を実施した（午前中のみ）。

エ 2021（令和3）年9月14日～9月17日（中学校3年生のみ分散登校、他の学年は臨時休業）

4日間の日程のうち、2回登校し、進路指導等を含む個別面談等を実施した（午前中のみ）。

オ 2021（令和3）年9月22日～9月30日（分散登校、通常授業）

1日おきに3回登校とした

2 学校教育への対応

(1) 臨時休業期間中の学習支援等

ア 学習計画表の配布

児童生徒が計画的に学習に取り組めるよう、学習計画表を配布した。

イ 学習プリントの提供

新学年の教科書の学習内容を中心に、自主学習を進めるための学習プリントを教科別、学年別に作成、配布した。その後、臨時休業期間中に取り組んだ家庭での学習状況や成果を確認し、学習評価に反映させるため、当初5教科で実施していたものを、学年別に9教科に増やすとともに、児童生徒の解答を学習評価に反映できるよう課題の出し方を工夫した上で、追加の学習プリントを児童生徒へ配布した。

また、総合教育研究所の学習教材用ウェブページ上に「学習探索ナビ学習用プリント集」を掲載し、教科別に学年ごとの学習プリントをダウンロード可能とするとともに、文部科学省や茨城県教育委員会が提供している学習教材の閲覧も可能にした。

ウ 保護者向けプリントの配布

保護者が児童生徒の学習を支援できるよう、教科別、学年別に学習の進め方をまとめた「学習のポイント」を配布した。

エ 授業動画の配信

水戸市独自に小学校3～6年生の理科や小学校1～6年の英会話・英語の授業動画を作成し、配信するとともに、茨城県教育委員会においても、教科別、学年別の授業動画を配信した。

オ 学習状況等確認日

臨時休業期間中における授業動画の活用や家庭での学習状況の確認、学習プリントや保護者向けプリント等の配布、心身の健康状態の観察、生活面の指導などを行うため、学習状況等確認日として登校日を設定した。感染対策として、学級を二つのグループに分け実施した。

カ スクールサポーターの配置

学校の臨時休業により、生活のリズムの乱れやストレスを抱えている児童の心のケアを図るため、小学校へスクールサポーターを配置した。

キ その他

各学校のホームページ上に「鉛筆の持ち方、文字の書き方」(小学校1年生国語)、「花のつくり」(中学校2年生理科)、「家庭でできるエクササイズ」(体力向上)を掲載するなど、各学校において工夫した独自の取組を実施した。

また、各学校において、児童生徒の健康及び学習状況を確認するため、週1回程度の電話連絡又は家庭訪問を行った。

(2) 授業時間の確保

臨時休業や短縮授業の影響で児童生徒の学習に遅れが生じないように、以下の取組を実施した。

ア 夏季休業期間の短縮

臨時休業等による授業時間減少への対策として、夏季休業期間を短縮し、授業時間の確保を図った。

- ・2020(令和2)年7月21日～8月7日 授業日(12日間)
- ・2020(令和2)年8月8日～8月23日 夏季休業期間(16日間)
- ・2020(令和2)年8月24日～8月26日 授業日(3日間)

イ 教育支援員の配置

学校の臨時休業に伴う学習の遅れに対応するため、夏季休業期間を活用した学習補填を実施するにあたって、学力向上サポーターを配置した。

また、特別な支援を必要とする児童の学習をサポートするため、特別支援教育支援員を配置した。

ウ 2学期制の採用

臨時休業の長期化に伴い、1学期の期間が短くなることで、児童生徒の学習成果の評価が困難になることから、2020（令和2）年度に限り、2学期制を採用した。

- ・第1学期 4月1日～9月30日
- ・第2学期 10月1日～3月31日

エ 6時間授業への変更

授業時間を確保するため、2020（令和2）年6月8日から、中学校及び義務教育学校（後期課程）において毎週月曜日を6時間授業へ変更した。

(3) オンライン授業実施に当たっての環境整備

ア タブレット端末の整備（令和2年度）

学校の臨時休業中における遠隔学習機能の強化等を図るため、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒が1人1台タブレット端末を使用できるようタブレット端末や入力ペンの購入、校内ネットワークの整備を行った。

イ 大型提示装置の整備（令和2年度）

オンライン授業を行う場合などに、円滑に授業を進めるため、小・中学校及び義務教育学校の各普通教室に大型提示装置を設置した。

ウ ICT支援員の増員（令和3年度）

令和2年度に整備した1人1台端末を効果的に活用するため、ICT支援員を増員した。

新型コロナウイルス感染症 ～水戸市の記録集～

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町 993-13

水戸市保健所 感染症対策課
